
東北芸術工科大学 紀要

BULLETIN OF TOHOKU UNIVERSITY OF ART AND DESIGN

第26号 2019年3月

近世期における山形県置賜地域の紅花生産史

— 地域に残る文書史料を手がかりとして —

Production History of Safflower in the Okitama Region of Yamagata Prefecture in the Early
Modern Period

— As a Clue to Documents Remaining in the Area —

守谷 英一 | MORIYA Eiichi

近世期における山形県置賜地域の紅花生産史

— 地域に残る文書史料を手がかりとして —

Production History of Safflower in the Okitama Region of Yamagata Prefecture in the Early Modern Period

— As a Clue to Documents Remaining in the Area —

守谷 英一 | MORIYA Eiichi

Regarding the safflower production history of Yamagata prefecture, the whole picture of the “MegamiBenbana” in the Murayama district has been clarified by Shinichi Imada’s research and others. However, the history of safflower production in the Okitama region, which is thought to have been produced before the early modern era, does not exist in bulk. In this paper, the author aimed to clarify the appearance of safflower production in the setting area in the early modern period, with clues from old documents left in each area as clues. In interpreting old documents, the author also tried to be a history of subsistence of safflower production cultivation by reference to knowledge gained by anthropology / folklore viewpoints and field work.

As a result of this research, the author was able to clarify the following. In the early modern period, under the system that the Yonezawa clan purchased all the safflower produced, it is thought that the production volume was about 1,400 kg. Since early modern times, the safflower purchase system of the Yonezawa clan was changed, making it difficult to grasp the production volume with statistical historical materials. However, both the production area and the production volume have expanded, and it is presumed that the production volume was about 1,800 kilograms. In the latter part of the early modern times, safflower production declined as economically more advantageous sericulture spread and spread. However, in a few villages, it can be confirmed that safflower production continued until just before the Meiji Restoration.

Keywords:

紅花生産史、生業、地域古文書、山形県置賜地域、地域研究
production history of safflower, subsistence, regional ancient documents, Okitama region of Yamagata prefecture, area studies

1. 問題の所在

(1) はじめに

1) 山形県の紅花生産史の課題

紅花は山形県の県花であり、古くからの特産品である。現在の山形県の紅花生産量は、平成28(2016)年度で、紅餅と乱花合わせて274.95kgである。主な産地は、山形市、寒河江市、河北町、上山市、白鷹町であるが、全体の約65%以上にあたる179.7kgが白鷹町で生産されている(白鷹町ウェブページ<http://www.town.shirataka.lg.jp/2152.html> 2018.8.13閲覧)。

山形市、寒河江市、河北町、上山市などは、古くは「最上(もがみ)」と称される地域であった。また、この地域で生産された紅花は「最上紅花(もがみべにばな)」と呼ばれ、最上川舟運で京や大坂(大阪)に運ばれ珍重された。

最上紅花の産業史については、今田信一がその著書で詳細に記している¹。また、紅花を取引していた家の経営実態については、岩田浩太郎が、谷地の堀米家あるいは山形の長谷川家などについて詳述している²。

一方、現在、もっとも多くの紅花が生産されている白鷹町周辺、つまり置賜地域については、今田の著作などでその産業史の一部が示されているものの、管見する限りでは、まとまったものは見当たらない。山形県の紅花産業史においては課題の領域といえる。

また、この置賜地域の紅花産業史は、地域研究の上でも大きな課題であると考えられる。

2) 地域研究との関係

筆者は現在、生業を視点とする地域研究をおこなっている。主な調査地に行っているのは、居住地である山形県西置賜郡白鷹町である。

白鷹町は、山形県のほぼ中央部に位置し、米沢盆地の北部にあたる長井盆地の北端に位置する町である。現在の人口は14,000人ほど、いわゆる中山間地域に属し、昭和40(1965)年代までは、農業人口が7割を超える農村地域であり、水田での稲作のほか、養蚕、畑地でのホップ、タバコなどの栽培が盛んにおこなわれた土地であった。

前述したように、白鷹町は、現在の山形県の紅花生産の中心的な産地となっている。そして、「日本の紅(あか)をつくる町」をキャッチフレーズともしている。また、今田などの著作物でも、しばしば記されているように、この地域では、近世以前から紅花が畑作の重要な換金作物として生産されていた。それがいったん途絶えたものの、紅花の生産は、この地域の生活と歴史的な関わりを持っているものといえよう。

したがって、白鷹町の地域研究を進める上で、歴史的な生業のひとつである紅花生産がいつから始められ、どのような変遷をたどって現在に至っているのかということを通時的に把握することは必然的な課題であると考えられる。白鷹町を主な調査地とし、生業を視点として地域研究をおこなっている筆者が取り組むべき課題であると考えられる。

(2) 目的と方法

1) 目的

本稿の目的は、置賜の紅花の産業史を組み立てることである。

先に述べたように、置賜地域の紅花の産業史は、今田などの研究により、江戸時代初期から中期まではある程度は明らかにされている。また、それは文書史料の裏付けもなされている³。

しかし、近世後期については、今田の論文では、「この地方の農業商品の生産構造から見ると、古来良質の青苧の産額が顕著で、旧上杉領たる越後との流通関係が、その生産を支えていたのである。したがって、そういう生産基盤の固まっている地方で、紅花が伸びる余地は殆どなかったものと見られる」「このような一般的情勢から、藩としての紅花増産政策は案外に消極的であった」「一般的には「紅花之儀、御代官所に御任被成可然と奉存候」という空気も

強く、結局は藩庁の勸業政策面には強化されずに終わった」と述べられており、寛政期(1789年～1801年)以降は言及されていない(今田1979:153-154)。

ほかの文献においても、今田と同様に、近世後期の紅花生産に言及しているものは、管見した限りにおいては見当たらない。したがって、寛政期以降の史料発掘が大きな課題となる。

明治以降については、最上紅花であっても、維新直後は輸入紅花に圧迫され、明治12(1879)年以降は化学染料に押されて商品価値を失い、生産が急激に減少する。以降、明治から昭和にかけての最上紅花は、皇室御用という特殊事情によって危うく余命をたもつだけになった(今田1979:581-589)。置賜地域においても、このような外的条件は変わることはなく、おそらくは紅花の生産は記述するまでもないほど衰退していたと推測される。

以上のことから、置賜地域の紅花の産業史は、江戸後期の状況が大きな課題となっていることがわかる。

今田の論文は根拠とした文書も明記されている。また文書そのものが引用されていることが多い。さらに、市町史や県史の編纂にともない、文書そのものが活字化されているものも少なくない。現状では新たな史料の発掘はかなり難しいが、本稿においては、これまで明らかにされている史料を十分に活用したいと考える。

以上を踏まえ、本稿では、先行する研究成果を整理し、さらに地域に残されている文書を参照しながら、近世期全般にわたり、置賜地域での紅花生産の変遷と、紅花栽培の産業史を明らかにすることが目的となる。

2) 方法

本稿においては、今田に習って文書史料を検討することで産業史を構成することを基本としたい。

通常、筆者は人類学や民俗学でもちいているフィールドワークを主な手法として研究を進めている。文書史料の取り扱いについては、習熟しているわけではない。しかし、優れたフィールドワーカーである宮本常一は、文書史料(資料)の取り扱いについて、興味深いことを記していて、筆者のような立場のものにとっては非常に参考になると考える。まず、それをまとめておきたい。

宮本は、「旅にまなぶ」という文章の中で、「調査」という項目を設け、調査を4つの分野に分けて説明している⁴。文書史料(資料)については、「2 文書資料の取扱い」に記し

ている。

そこでは資料による調査を有形資料と無形資料に分けた上で、それらの中で、「資料そのものが自己の意志をはっきり物語っており、われわれにもっともわかりやすく、また役に立つのは文書資料と口頭伝承資料である。とくに文書資料は書かれている一つ一つの目的がはっきりしている上に、その内容もよめば多くはその場で理解せられるものである。だから調査にあたっては、まずたいい文書資料のたすけをかりることが多い」と述べている。さらに、文書資料は、調査しようとする土地の古いことを理解するために必要なものと述べている(宮本1986:41)。

宮本が眼を通さなければならないとしている資料の種類は、村役などをした家の古文書、寺社に保存されている文書、市町村役場に保存されている文書など多岐にわたっている。しかし、これらの文書はわれわれが利用することを予想して書かれたものではなく、その場その場の命令や必要に応じて書かれたものであるから、雑駁なものであり、われわれの知りたいことすべてを物語るものではないと述べている(宮本 1986:41-42)。

それを補うために宮本は、口頭伝承とあわせて見ること、他の文書をあわせてみてゆくことなどを提唱している。そして、そうすることで、「われわれはそこにひそんでいる村の社会構造がどんなものであるかを知るのである」と述べている(宮本 1986: 42-45)。

さらに、「公文書の中に見えた数字にはウソが多い。それが古いものほどはなはだしい」と述べ、台帳と実測面積のひらきや生産物やその数量などの場合の推計が記されている例を挙げている。その上で、「むしろなぜ真実に遠い数字をつくりださなければならなかったかということに人間の本当の意志がひそんでいる」と述べている。それを見いだすためには、「観察のたしかさが大切になり、資料の検討が必要になってくる」と記している(宮本 1986: 46)。

以上のように述べた上で、宮本は結論として「われわれがまえもって用意した考え方や見方へ資料をあてはめるのではなくて、つまり自分がいいたいこと的手段として資料を使うのではなくて、資料そのものをして語らしめるようにすることである」と記している(宮本 1986: 46)。

総括すると、宮本は調査における文書資料(史料)の取り扱いについては、資料にそのものに語らせることが必要であり、「資料をして語らしめるためには文書資料以外の資料をも十分に活用しなければならない」と考えているのであ

る(宮本 1986: 46)。

このことは、産業史を専門としているわけではない筆者にとっては重要な視点を提供している。確かに筆者は文書史料の取り扱いに習熟しているわけではないが、白鷹町周辺のフィールドワークについては一定の経験を持っている。また、生業についても同様にいうことができる。したがって、文書史料を検討してゆく上で、その経験や知識を生かして「資料そのものをして語らしめるようにすること」を心がけてゆけばよいと考える。

以上のような方法を採用することで、置賜地域の紅花生産の生業史を構成できると考える。

(3) 初期の最上紅花について

1) 山形県内の紅花生産の発祥年代について

山形県内での紅花生産のはじまりについて、「山形の紅花は、伝説に依れば慈覚大師か安然大師の頃に移植したもの」という説があるが、今田信一は、『最上紅花史の研究』において、「これは全くの宗教的開拓に関する説話に過ぎない」としている。したがって、最上紅花栽培の発祥年代は不明であるというのが結論である。(今田 1972,1979:9)。なお、この考えは7年後の改訂版においても踏襲されている。以降、基本的には『改訂 最上紅花史の研究』を参照することとし、必要に応じて、この2つの「最上紅花史の研究」を比較して示すこととする。

今田はここに示したように、大筋では紅花栽培の発祥年代は不明としながらも、『改訂 最上紅花史の研究』では、千葉県長南町の鈴木音羽氏の最上紅花の源流は千葉県長南の紅花であるという説を紹介している。

その説は、室町期中頃の康正年間(1455年～1457年)に、上総国の長南氏が関東管領に攻略され、その一族が出羽国に落ち延びた際、持っていた紅花の種を領地に蒔いて育て、紅花の産地であった故郷に思いをはせていた。それがやがて、最上紅花の生産に拡大したというのである。上総の長南地方は、延喜の頃(901年～923年)から良質の紅花産地として名を成していただけに、この説は1つの伝説的説話としても、何となく信憑性をもつ説である。しかし、この説を裏付ける資料は未だ出てきていないという(今田1979:12-13)。

したがって、山形県内の紅花栽培の発祥年代については、文書史料で裏付けられるものはなく、不明のままである。

2) 最上紅花生産普及の年代について

生産の有無を別にして、本県内の文書記録に「紅花」のことが出てくるのは、天正5(1577)年の白鳥十郎の文書⁵である。白鳥十郎は谷地の館主であるが、織田信長に名馬を献上して、その返礼の品の中に「紅50斤」があったというものである。このことについて今田は、「当時の村山地方にはまだその生産が無く、あるいは少なく、貴重な染料であったことを示すものであろう」と記している(今田1979:9)。

次いで、今田が古い資料として示しているのは、天正7(1579)年の最上義光が湯殿山権現に病氣平癒を祈願した文書⁶である。そこには斗帳、神馬とともに「上紅花壹貫仁百匁」を納める誓約が記されている(今田1979:9-10)。この文書でも、紅花が貴重品として取り扱われていることはわかる。しかし、これを持って、確実に村山地域で紅花が生産されていたとはいえないと考える。

今田が最上地域で紅花が生産されていたことが、明確に推測できる文書のもっとも古いものとして示しているのは、保科家の「家世実記」という記録である。それは寛永13(1636)年に山形に移封された保科正之が、その年の9月16日に出した新領内からの他所出し産物の手形についての令達文書である。そこに示された品目の中に紅花が上位にあげられている。今田は、「しかも、「右如先々堅可相改」と大石田における手形改めを励行するように命じている。このことは注目すべきことで、保科藩以前に既に課役移出物資として藩庁から掌握されていたことを示すものである」と今田は考える。さらに、「しからば「先規」⁷とはいつを指すか、これを決定する有力史料は今の所見当たっていない。思うに大石田河岸が川船仲継所として成立した山形藩主鳥居忠政の寛永2(1625)年に当てるのが妥当ではあるまいか」と述べている(今田1979:10-11)。

以上から今田は、寛永2年には手形改めの制度ができあがっており、それは「村山地方もまた役物としての紅花栽培の普及がはじまっていたことは明らかである」と述べている(今田1979:11)。

さらに今田は、『改訂 最上紅花史の研究』において、紅花生産の上限をこれよりも古いもののできる文書史料を紹介している。

その文書は谷地の浄土真宗大谷派の安楽寺が所蔵する「志納品領収書」である。それは安楽寺檀家と思われる彦衛門、新介、藤右衛門内(妻)、さいもん五郎(ママ)とい

う四人の者が、本山に寄進した品物の領収書である。そこに「花一斤」宛を新門様に寄進していることが記載されている。この「花」は「紅花」のことであろうが、この文書には受領月日が記載されているが、年号は欠いている。(今田1979:13)。

今田は、他の領収書や東本願寺の「新門」の時代考証の結果ら、この「志納品領収書」年代は永禄、元亀、天正期頃と推定している(今田1979:13-14)。

したがって、正確な時は不明であるが、既に永禄9(1566)年から天正20(1592)年の間には、紅花が谷地で生産されていたことが推測されるのであるというのが今田の結論である。

さらに、置賜地方で栽培されるようになった時期や経緯についても、今田は『東置賜郡史』の見解⁸や『諸廳根元記』の青苧についての記述を元にして、村山地方から移入されたのであろうと推定している(今田1979:11)。

以上が、今田の研究成果であるが、管見する限り、他には最上紅花の生産年代を確定する論文は見当たらない。したがって、本稿においても今田の考えを踏襲しておきたいと考える。

2. 置賜地域の紅花生産史

(1) 前期(江戸時代前期)

1) 紅花生産のはじまり

この節では、明暦末(1658年)までの史料を中心に、置賜地域での紅花生産を概観する。

まず、生産の始まりについてであるが、置賜地域での紅花生産を裏付ける最古の文書史料は、現在のところ「邑鏡」である。

「邑鏡」は、「蒲生時代の調査／蒲生四郎兵衛郷安が米澤に入城したのは天正十九年十月、それから慶長三年まで米澤にいたが、その間文禄の末上長井、下長井の調査を書いたものであって当時の国勢調査である。当時の米澤置賜各村の石高、物成、人口、家数、役木等を知る絶好の資料である」とされている(山形県編 1961: 解説ページ)。最近の研究では、現存する「邑鏡」は蒲生氏時代のも

のもとにして、慶長年間(1596年から1615年)に編集されたとしている⁹。また、記載事項は文禄3(1594)年の「高物成帳」を資料にしていると考えられる。米沢市立図書館に所蔵されているものは、上長井、下長井、伊達、信夫の四郡がそれぞれ一冊となったもので四冊となっている。(米沢市史編さん委員会編 1991: 39-40)。そのうち、現在の山形県内になっているのは、上長井郡、下長井郡である。

その「邑鏡」には御役作物の栽培の有無が「有り、少有り、記載なし」と区別されて記されている。これらの御役作物については、様々な論文で言及されている。また、現在の山形県置賜地域にあたる上長井、下長井両郡分については、吉田義信が、戸数、人口をはじめとして、御役作物の有無を表にして整理している(吉田 1973: 17-30)。

それも参考にしながら、改めて「邑鏡」から紅花の栽培が「有り、少有り」と記されている村々を拾い上げると、表1のようになる¹⁰。

地 域	項 目	村 数
上長井	「有り」の計	9
	「少有り」の計	5
	合計	14
下長井	「有り」の計	11
	「少有り」の計	10
	合計	21
合 計	「有り」の計	20
	「少有り」の計	15
	合計	35

表1 置賜地域(上長井、下長井)の紅花栽培状況(出典 「邑鏡」(米沢市史編さん委員会編1980))

この表の村々を上下長井郡ごとに、「有り」、「少有り」に分類して整理すると次のようになる。

- 上長井郡「有り」 9ヵ村
津久茂、鍋田、中山、小岩沢、河樋
小滝、荻、漆山、池黒
- 上長井郡「少有り」 5ヵ村
上平柳、夏刈、金山、羽付、栖島
- 下長井郡「有り」 11ヵ村
伊佐沢、成田、五十川、白兎、横越、
山口、高玉、鮎貝、畔藤、馬場、拾王
- 下長井郡「少有り」 10ヵ村
梨郷、川井、勸進代、箕和田、高岡、

深山、浅立、石那田、菖蒲、滝野

上下長井郡の村数は218ヵ村である(米沢も含めて)。そのうち、約16%にあたる村々が「邑鏡」の成立を慶長の末としても、江戸時代の最初期に紅花の栽培をおこなっていたということが「邑鏡」によって裏付けられるのである。

さらにこのことには、この地域で採用されていた「半石半永」という税制も大きな影響があると考えられる。

「半石半永」とは、田畑に課税された年貢の半分を米、半分を貨幣で納める制度である。置賜地域では天正19(1591)年に領有した蒲生氏郷以来からおこなわれていた(米沢市史編さん委員会編 1991: 236-237)。

そのために、農民は畑地では換金作物を作ることが当然のことであった。上下長井郡では紅花とともに、麻布の原料である青苧を植え、桑を植えて養蚕をおこない、畦の脇や里山には漆を植えてロウの原料である実を収穫することは必然の農作業であった。

吉田がまとめたところによると、それぞれの作物の「有り」、「少有り」の村数は、漆の場合、「有り」74ヵ村、「少有り」が47ヵ村、合計121ヵ村であり、「桑」は「有り」が42ヵ村、「少有り」が59ヵ村、合計101ヵ村、「青苧」は「有り」が30ヵ村、「少有り」が9ヵ村、合計39ヵ村となっている(吉田 1973: 38)。

これらの作物の中で、青苧の栽培は特徴的な地域的偏りがあり、栽培村は上長井、下長井郡の北部山沿いに集中している。とりわけ下長井の場合は、「有り」が26ヵ村、「少有り」が3ヵ村の合計29ヵ村で栽培されている。しかも、そのうち20ヵ村は紅花の栽培村と重なっている。

現在の白鷹町地域を見ると、この時代は22ヵ村であるが、「紅花」と青苧の両方を栽培している村は14ヵ村ある。また、紅花を栽培していない村で、青苧を栽培している村は8ヵ村あり、すべての村が青苧を栽培していることがわかる。

なお、紅花を栽培していない村は、田尻、黒鴨、栃窪、下山、佐野原、大瀬、萩野、中山であるが、田尻以外は山間の村か最上川の狭隘部であり、いずれも耕地の少ない村である。

この時代における紅花の栽培には、単に植物生理的な栽培適地の選択だけでなく、耕地とできる土地の広さとの関係で、より収益性の高い商品作物を選択するという栽培作物の選択意識が働いていると考えられる。

田口洋美は、新潟県三面の生業を研究した修士論文で、

「伝統的生業」とされるものであっても、近代の制度や市場経済と無関係ではなく、明治維新直後の地租改正以降には、「換金交換資源」を考慮に入れた「市場志向型の生業選択」がおこなわれていることを指摘した(田口 2001: 「2.(3)交換を前提とした生活と市場志向型の生業選択」)。

白鷹町域などに見られる紅花栽培と青苧栽培の地域的な差の場合も、当時の「半石半永」という制度と、藩の買上制度における紅花と青苧の買上値の差ということは、栽培技術の難易、栽培や収穫後の加工のための労力などを考慮に入れ、栽培地の分布が示す意義を考える必要があると考える。このことについては後の課題として考えてみたいことである。

2) 初期の紅花生産量

江戸初期には、置賜地区で間違いなく紅花栽培がおこなわれていたことは「邑鏡」によって明らかにできる。その実態については、白鷹町の文化財「青木家文書」によって垣間見ることができる。

「青木家文書」は白鷹町大字広野の青木家に代々伝わる文書であるが、大きく3つの群に分けられる。第1は、17世紀前半期、この地の代官であった寺嶋喜左衛門の下吏として働いていた青木家初代と二代目の文書で、下吏としての記録の文書である。第2は同家が村肝煎をつとめたときの文書、第3は同じく村副戸長であったときのものである(白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会編 1997: 394)。

米沢藩の代官は、郡代または奉行の下に所属する役職で、置賜郡には5人の代官が任命されていた(後に8人となる)。代官の職務は主に年貢の徴収であり、そのほかに「村方支配一式」として、耕地の開発や労役の割り当てなども担当していた(白鷹町史編纂委員会・白鷹町史編集委員会編 1977: 417)。

先に述べたように、当時の下長井の代官は寺嶋喜左衛門であるが、彼は荒砥に建てられた青苧蔵役をも兼任し、青苧の収納や青苧蔵に納めるようになっていた紅花の収納を一手に差配していた(白鷹町史編纂委員会・白鷹町史編集委員会編 1977: 419)。

青木家の文書のなかで、紅花に関わるものは第1群の文書であるが、これらのうち主要な物は白鷹町文化財調査委員会の金田章氏と白鷹町史談会の荒川幸一氏によって解

読され、『青木家文書 於新砥萬覚』(以降『於新砥萬覚』と略記)と『青木家文書 萬金銀請取拂帳』(以降『萬金銀請取拂帳』と略記)として2冊の書物にされ、白鷹町教育委員会と白鷹町文化財調査委員会から発行されている。

平成9(1997)年に刊行された『於新砥萬覚』は、寛永14(1637)年から慶安3(1650)年までの記録で、寺嶋代官の下吏であった青木吉左衛門が在職中の覚書や留書を後年まとめたものである(白鷹町教育委員会他編 1997: 395)。

また、平成10(1998)年に刊行された『萬金銀請取拂帳』は、青木家の初代吉左衛門から2代忠兵衛、3代名右衛門にわたり、役目上取り扱った金銀の請け払いを記したものが主である。時期は寛永19(1642)年から寛文3(1663)年までで、すべての年のものがあるわけではないが、14年分の算用帳や請取拂帳が存在している。「寛永拾九年極月二十八日 留 吉左衛門 旦那へハ寛廿正月十二日ノ日付ニシテ上ル」と記していることから、吉左衛門が取り扱った金銀請け払いの内容を代官に報告した留書ということになる(白鷹町教育委員会他編 1998: 4)。

この文書の中から紅花に関するものを拾い出すと、まず『萬金銀請取拂帳』の「寛拾九秋分萬事金銀請取拂帳」に「四貫貳百四拾八匁」を「寛拾九分紅花青苧手元利共二納方分」として受け取ったという記録がある¹¹。

内訳を解説すると、4貫248匁のうち「3貫600匁」は元金でそのうち「2貫匁」は「花手」であり、「1貫600匁」は「青苧手」である。さらに「648匁」は利子分であって、「寛永18年正月から6月まで、月3分の利子の6ヶ月分である」ということが記載されている。さらに、4貫248匁の下には朱書きで「毎年如此」と記されていることから、この金額は毎年同額であることがわかる。

ここで、「花手」というのが紅花に関するものであるが、このことについては後述する。

次に同年の「金銀拂方」の部の最初に「一、四貫五百七拾貳匁三分四リン／寛拾九分紅花御当買御双場買共ニ拾貳駄一固ト四拾九斤御買代并荷作り入料銀共ニ」という記載がある¹²。

その内訳には、紅花232貫460匁を干花100匁につき銀1匁という藩庁買入公定価格で買入れ、2貫324匁6分を支払ったこと、また、164貫600匁を干花100匁につき銀1匁3分という相場価格で買入れ、2貫139匁8分を支払っ

たことが記載されている。

なお、この文書では買い上げた紅花を「干花(ほしばな)」と呼んでいる。それが花びらを乾燥させただけのいわゆる「乱花」なのか、最上紅花のように、さらに発酵などの加工をおこなって乾燥させた「紅餅(べにもち)」なのかは史料がなく不明である。

さらにもう1つの「青木家文書」である『於新砥萬覚』には「紅花青苧有之村請状之写」という文書があって、そこには、「一、紅花如毎年之念を入始末仕、御一左右次第ニ無未進御蔵納可申上候。御役花ノ外餘り花も御座候者、脇々少もうり不申是又御蔵へ納可申候。しけ花つみ入申ニ於為てハ曲事ニ可被仰付由承届申事」という条文が記載されている。この文書は寛永17(1640)年6月14日という日付を持つものである(白鷹町教育委員会他編 1997: 53-55)。

この条文には、紅花は未納のないようにすること、また、納入量以上の収穫があり、余った紅花も商人に販売したりしないで、すべて御蔵に納めることを誓約するということが記されている。

この文書の次には「誓詞前書御請状事」という同じ日付の文書がある。条文の内容は、前のものとほぼ同様であるが、前の文書では「何も村中黒印」とだけ書いてあった部分には各村の肝煎などの名前を書いて、その後には寺嶋喜左衛門代官の指示書の文案があり、そこには「其上去年之ことくいつれもきも人五人與ニせいしをいたさせ候へ由御意ニ付」と記してあり、最後に「右通御理次第二かきとのへ村々へまわし候事」と記されている。したがって、先の文書の条文内容は、例年のように各村に通達され、毎年請状が各村から出されていたと考えてよいと考える。

以上から、この時代には生産された紅花はすべて藩庁に買い上げられる制度になっていたと考えられる。したがって、寺嶋代官が買い上げ、荒砥の青苧蔵に納められた紅花の量は、米沢藩領の紅花のほぼ全生産量と推測できる。

その総量は397貫60匁(約1,488kg)となり、先に示した平成28(2016)年度の山形県全県の生産量274.95kgの5倍以上、白鷹町の生産量179.7kgの8倍以上となる。また、1駄32貫で計算すると12駄余りとなり、『萬金銀請取拂帳』の「寛拾九分紅花御当買御双場買共ニ拾貳駄一固ト四拾九斤御買代」という記述にほぼ合致する。

12駄余りという分量は、「最上千駄」といわれた最上紅花最盛期の量には遠く及ばないものの、置賜地域で確か

に生産された分量の公式の記録である。確認できる限りでは、山形県内で最も古い生産量の記述であるといえる。

『萬金銀請取拂帳』から、記入されている紅花の買入総量を年度ごとに拾い出すと次のようになる。

寛永19(1641)年	397貫60匁
寛永20(1642)年	325貫374匁
正保2(1645)年	361貫960匁
正保3(1646)年	153貫375匁
慶安元(1648)年	238貫370匁
慶安2(1649)年	232貫460匁
慶安4(1651)年	232貫460匁
承応元(1652)年	92貫280匁
承応2(1653)年	232貫460匁
明暦元(1655)年	350貫735匁
明暦2(1653)年	231貫103匁

以上のうち、慶安元年から承応2年までは相場買いの紅花はなく、すべて買上公定価格のものである。明暦元年には118貫283匁の紅花を相場価格干花100匁につき銀1匁5分で買っているが、翌明暦2年にはすべて買上公定価格の紅花となっている。

このように、途中で相場価格での紅花の買上がなくなるのは、後で詳しく述べるが、正保4(1647)年8月に紅花の買上制度が一部変更され、必要量は買い上げるが、そのほかは自由に販売してよい(売りちらし)というようになったためである。したがって、明暦元年に232貫452匁を買上公定価格で買い、118貫283匁の紅花を相場価格で買っているのは例外的であり、何らかの事情があったものと考えられる。

したがって、全量買上制は正保3年まで、あるいは正保4年までであり、以降の米沢藩の紅花買上量は生産高とは一致しないと考えるべきである。

以上を踏まえると、正保3年に153貫375匁であったのは、かなりの不作だったためと考えられる。そうすると、紅花は、寛永19年から正保3年あたりには、300貫(1,125kg)以上の生産が並の作柄であったと考えられる。

3) 深山和紙との関係

青苧蔵に収納された干花は、先の史料に「寛拾九分紅花御当買御双場買共ニ拾貳駄一固ト四拾九斤御買代并荷作り入料銀共ニ」と記されているように、青苧蔵で荷造りされて発送された。

その荷造りの概要は同じ史料から読み取ることができ、次のような手順になっている。

まず、干花を厚紙でできた「花袋」に小分けして入れる。4,552斤の干花を入れる花袋に5,690枚の紙が用いられている。次にその花袋をいくつかまとめてゴザに包んで1駄の荷物とする。1駄の荷物には4枚のゴザを用いるので、50枚のゴザを買っている¹³。

この紅花の「花袋」に使われた紙について、『萬金銀請取拂帳』の「寛拾九秋分萬事金銀請取拂帳」に、「一、六拾匁 寛廿年分花袋ノ厚紙手三山高岡下山三ヶ村へ如毎年相渡し申候。内廿匁ハ御双場花近年附益申候而、御たしましかミ手わたし申候」という記述がある(白鷹町教育委員会他編 1998: 17)。つまり、「紅花」の「花手」と同様に、花袋の紙も「紙手」という前銀を渡して生産させている。

紙を生産していた村は、「三山(深山)」、「高岡」、「下山」と記されているが、これらの村々は、江戸時代にこの地域で紙漉をおこなっていた村々である(奥村 1969)。その始まりは不明であるが、この史料によって、寛永19(1641)年には既に紙漉がおこなわれていたことが裏付けられる¹⁴。

旧米沢藩領で、江戸時代に紙漉をおこなっていた村は他にも存在する。しかし、その大半が明治以降、紙漉をやめ、現在は白鷹町深山地区でだけ紙漉がおこなわれている。よして、それは山形県の無形文化財に指定されているが、それは紅花の生産にも必要な紙であったことが、この史料によってわかるのである。

4) 紅花全量買上制度と花手

先に述べたように、江戸時代初期の米沢藩では生産された紅花の全量を買上げる制度になっていたと考えられる。

それは、前年に生産地の村々に「花手(はなて)」といわれる銭を貸し付け、翌年にそれに見合った紅花の干花で相殺する¹⁵。余剰の紅花が出た場合でも、自由に販売する事はできず、すべて買い上げられるという制度であった。

先に引用した寛永19年の「寛拾九秋分萬事金銀請取拂帳」によると、花手は全額で銀2貫匁¹⁶、1月から6月まで月3分の利子が付いて、買上金額は2貫360匁、閏年の場合は7月まで利子が付き、2貫460匁となる。

また、紅花の買入は決まった額であり、「御当買」つまり買い入れの公定価格は、干花100匁につき、銀1匁である。それで換算すると、公定価格で買い入れるべき毎年の干花の量は、また、236貫目から246貫目となる。また、「御双場買」つまり相場価格は、干花100匁について銀1匁3分である。

先に、寛永19年から明暦2(1653)年までの買入紅花の総量を示したが、「御当買」の紅花の量だけを『萬金銀請取拂帳』から拾い出すと、次のようになる。

寛永19(1641)年	232貫460匁
寛永20(1642)年	220貫906匁
正保2(1645)年	238貫370匁
正保3(1646)年	150貫716匁
慶安元(1648)年	238貫370匁
慶安2(1649)年	232貫460匁
慶安4(1651)年	232貫460匁
承応元(1652)年	92貫280匁
承応2(1653)年	232貫460匁
明暦元(1655)年	232貫452匁
明暦2(1653)年	231貫103匁

これを見ると、寛永19年、慶安2年、3年、承応2年は232貫460匁であり、全く同量である。明暦元年は232貫452匁であり、これも232貫460匁にきわめて近い数字となっている。また、正保2年、慶安元年は238貫370匁と全く同じ量である。

以上の事から考えると、数字としては全く合致するわけではないが、実際の買上制度は「花手」分は「御当買」つまり買入公定価格で買い上げ、余剰分は「御双場買」つまり相場価格で買い上げるという形で運用されていたと推測できる。

花手や余剰紅花の買上金は、公費(藩の金)から出されるわけであるが、実際は正月中に前年の年貢の金納分と帳簿上で相殺するものであった(白鷹町史編纂委員会他編 1977: 560)。

この花手は、村ごとに買上量に応じて割り当てられる。具体的な割り付けについては、『萬金銀請取拂帳』の「正保三年分諸所江青苧御買銀并御買米初真綿足輕御扶持米銀萬算用渡帳」に「正保四年分屋代北条其外共ニ花青苧手渡ス覚(白鷹町教育委員会他編 1998: 169-171)」と「毎年定テ被相渡候花青苧手ノ銀子覚(白鷹町教育委員会他編 1998: 173-176)」という文書が収録さ

れている。

前者は、上平柳村をはじめとする屋代郷（現在の山形県東置賜郡高畠町の一部）や漆山村などの北条郷（現在の山形県南陽市の一部）の花手を、寺嶋代官の支払いからそれぞれの管轄代官の支払いに変更するための覚書と思われる。

後者は、新戸分17か村、宮通分15か村、諸所分7か村、北条通14か村の53か村に割り当てた青芋手、花手の明細表である。前者に記された村々は後者にも記載されている。また最後の「メ」を見ると、花手の総額は「貳貫匁」である。したがって、後者に記されている村々は、米沢藩領で青芋手と花手が割り当てられている村々のすべてと考えられ、正保3(1646)年の割当の状況が示されていると考えられる。もう少し詳細なものは、『山形県史資料編16』に収録されている「青木家文書」の中に「万治三年の紅花割替之覚」という文書（山形県編 1976：151-153）があり、十王村や深山村をはじめ26か村分の花手の割当、紅花で51貫427匁9分4厘の割当として示されている。しかし、記されている村々の数字の合計と総計があわない部分があり一分欠けていると思われる。

正保3年の「毎年定テ被相渡候花青芋手ノ銀子覚」によると、たとえば馬場村（現在の白鷹町荒砥の一部）は、「毎年定テ被相渡候花青芋手ノ銀子覚」では「一、貳百匁内百匁花手、百匁青芋手」と記されている。この100匁という花手は、10貫匁の干花に相当するが、実際には1月から6月までの利子が付くことになり、買い上げられる干花は10貫180匁となる。ことばを換えると、花手によって、この10貫180匁という量が買上を予約されたといえる。

当時の全量買上制度では、花手で予約された以上の紅花が生産できた場合、30%高い相場価格で買い上げられる。生産者から見ると、生産した産物のすべてを藩が買い上げてくれる安定した制度であるとも考えられる。

しかし、実際はどうであったのかということ物語る史料がある。「青木家文書」の『於新砥萬覚』には、寛永20(1643)年の6月30日のことについての覚書がある。そこには次のように記されている。

一、未ノ六月三十日ニ馬場村百姓衆申来候ハ、今度紅花多分ニ被仰付候。縦妻子を売申共いやと申儀不罷成候。乍去手前ニハいつれも少なくて無之候。最上花なり共かい可申候。それも代銀無之青芋をしちニ御蔵へ入置可申候而、銀御引替候へ由申来候。于今青

芋銀従 御公儀不被下候而難儀候由あいさつ申候。乍去無心元候ハ、小出ニ御入候而、喜左エ門殿へ申上見候へ由申候事。

（白鷹町教育委員会他編 1997: 152）

この文書には、馬場村の百姓がやってきて、花手によって割り当てられた分量の紅花が生産できなかったのに、「最上花」¹⁷を買ってまかないたいが、その金がないから今年度の青芋を質に入れるのでお金を貸してほしいと願ったことが記されている。

花手で割り当てられた分量は、村々では確実に納入されなければならなかった。不足する場合は、村請け制という税制のもとでは、村が責任をおわされ、よそから買ってでもまかなわなければならなかった。当然その代金は村々の負担となる。当然、その代金は買上の公定価格よりも高価であり、不足量が多くなればなるほど、村民の負担は大きなものとなる。

したがって、この花手と生産全量買上制は生産者の保護という側面を持ちながらも、花手と実際の生産量とのバランスによっては、生産する村々にとって重い負担を強いるものとなる。当時のこの地域での紅花の実際の生産量がわからないので、この制度が実際に生産者を保護することになっていたのかを軽々に判断することはできない。しかし、どちらかといえば、収納者の都合で作られ運用されていたと推測する。

たとえば、『於新砥萬覚』には、畔藤村の百姓たちの連名の請状が収録されている。

一、当秋中村御めく里衆へ、田尻、横越両 村より紅花才覚仕売申候由申上ルニ付而、今度為御穿鑿被為召登候へ共、商内道之事ニ候間不苦由御奉行衆御意候ニ付テ、拙者ともをも不被召出御返し被成候。以来之儀は手前手前之余花ハ売可申候。他郷之者宿仕花売手を聞立申候歟、其上最上花などあきなひニ仕候由被逮聞召候ハ、如何様にも曲事ニ可被仰付候。為後日御請状仍如件

寛式拾年十月廿六日 くら藤村

花うりて	惣左エ門
〃	清七郎
〃	与作
〃	太郎右エ門
〃	藤七郎
〃	文七

きも入 二郎左エ門
ゝ 市右エ門

寺嶋喜左エ門殿

(白鷹町教育委員会他編 1997: 200)

ここでは「以来之儀は手前手前之余花ハ売可申候」と記されていることに注意したい。つまり、自由販売を望むということが公的に示されているのである。

以上のことを考慮してまとめると、この時代の「花手」という前渡し金を前提とした紅花全量買上制度は、その制度の趣旨や意図が不明であり、単純に評価することはできない。

たとえば、生産のための資金を前渡しにするということでは、生産者の保護政策と見られる側面もある。また、生産者が直接的に商人と商取引をおこなわなくてもよいという点での利便性もある。

しかし、生産者である百姓たちの乏しい史料から見ると、実際は、毎年間違いなく決まった収量を確保できるという面が強く働き、紅花収納者の都合のよい制度として機能していたと推測される。

このことは、さらに当時、生産者が直接商人と取引がおこなえる体制ができていたかという点も考慮に入れて考えなければならない。そのことについては後で考察したいと考える。

さて、正保4(1647)年になると、生産された紅花をすべて買い上げるという制度は変更され、定まった量だけが買い上げられることになる¹⁸。そのようになった経緯は不明であるが、『於新砥萬覺』には、「相定条々」という制度の変更に関する文書が残されている¹⁹。

そこには、「一、紅花之事、御蔵御用被相調、其外売ちらしニ可成事」という条文があって、それまでの「御役花ノ外餘り花も御座候者、脇々少もうり不申是又御蔵へ納可申候」ということが変更されていることが明らかである。

なお、昭和38(1968)年に発行された『藩政成立史の総合研究 米沢藩』においては、正保4年8月の「寄合帳」に「紅花不入分ハ買申しき事」とあり、同年代官に命じた諸税徴収についての「相定条々」に「紅花之事、御蔵御用被相調、其外売ちらしニ可成事」とあることから、藩政当初から上納量の余剰紅花の「売りちらし」が許可されていたと考えている(藩政史研究会編 1963: 694)。しかし、そうでないことは、『藩政成立史の総合研究 米沢藩』出版以降に解説された「青木家文書」で明らかになったと考える。

先に示した寛永19年から明暦2年までの買入紅花の総量を見ると、明暦元年を例外として、相場買いの紅花が姿を消している。先述したように、それはこの変更によるものである。

しかし、買上紅花の前金である「花手」は以降も継続される。そのことによって、実際の紅花生産量がわかりにくくなっていることも先述したことである。

5) 置賜地域の紅花市

先に引用した『於新砥萬覺』にある寛永20(1643)年の6月30日の覚書には、「最上花なり共かい可申候」と記されていた。当時の全量買上制度と矛盾するのであるが、紅花が販売され、買うことができる場があった事になる。

寛永20年から80年ほど後の、享保8(1723)年の史料であるが、「享保八年 御当国覚書」に次のような記述がある。

一、右へハ畔藤村町の九右衛門ト申者ノ家屋敷引屋敷ニ被成、毎年土用入候へハ在所分水花ニ而女童賣買ニいたし、殊外にぎわい花町相立候、勿論公儀御用花も相済申由、其後相止青苧御蔵へ相済申由、然ハ九右衛門引屋敷無年貢ハいか様新帳之節村高ニ罷成筈と存候事。

(山形県編 1976: 498)

この文書は『白鷹町史』上巻でも引用され、最初の「一、右へハ」の部分は「一、古へハ」と読んで、「昔は」という意味に取っているが、「売りちらし」という自由販売の市場と説明されている(白鷹町史編纂委員会他編 1977: 561)。

筆者は実物文書を見ていないが、文脈から考えて『白鷹町史』の読みを採用するが、その「古へ」とはいつのことであるかは問題であると考える。

この紅花市場を別の面から考えてみると『萬金銀請取拂帳』の「寛拾九分萬金銀請取拂帳」の11月7日に24匁1分の支出があったことが記載されているが、その内容については「寛拾九分北条畔藤花場ニ而御役人賄銀中津川庄右エ門切手アリ」と説明書きがある²⁰。

これは、中津川庄右エ門の「切手」²¹に基づく、「北条畔藤花場」での「御役人賄銀」の支払いであると説明されている。中津川庄右エ門というのは荒砥御役屋の花青苧役人である(白鷹町史編纂委員会他編 1977: 402)。

ここで問題なのは、「北条畔藤花場」ということばである。後の明細を見ると、「北条花場」と「畔藤花場」の2カ

所であることが明らかであるが、この「畔藤花場」は、先の「御当国覚書」にある畔藤村の「花町相立」であると考えるのが妥当なのではないか。

『萬金銀請取拂帳』の記録は、寛永19年にはすでに北条郷と畔藤村に紅花市が存在し、そこに荒砥御役屋の花青苧役人が出向いて取引の監視をしていたことを示している。そこから考えると、この2カ所の紅花市は、「生産全量買上制度」のなかで、公認された紅花取引の場であったのではなかろうか。そうであるから藩庁の役人が出向き、その費用は紅花取納担当の代官が負担するというようになっていたと考えられる。

この公認された紅花取引の場ということは、まず、「生産全量買上制」と矛盾しない範囲で解釈できる。

この紅花市では、代官所の「御双場買」の価格以上の取引となったと推測される。しかし、この紅花市が存在することにより、領内の村々の作柄の違いにより、それぞれの村で紅花の上納量の過不足を生じた場合、この市場を利用することによって、必要量を確保したり、余剰分の処分をしたりすることが容易にできることとなる。このような形で、紅花市は領内のそれぞれの村の紅花の作柄の良否を平均し、手手による上納量が未納になることを防止する機構として働くこととなる。さらに、上納量以上の紅花は代官所の「御双場買」の価格で買入れることがきわめて容易におこなえる機構ともなる。

一方、「生産全量買上制」と矛盾するものの黙認とも解釈できる。

先に『於新砥萬覚』にある「紅花青苧有之村請状之写」という文書を示した。また「御役花ノ外餘り花も御座候者、脇々少もうり不申是又御藏へ納可申候」と書いてある部分を引用した。先に述べたように、代官は毎年、紅花生産をおこなっている各村に対して通達して、請状を各村から取っていたと考えられる。

また、「紅花青苧有之村請状之写」の次には「誓詞前書御請状事」という同じ日付の文書があること、そこには寺嶋代官の指示書の文案²²が付属していることも先に記した。その内容には、「仍当年之紅花青苧如毎年之わきうり其上他国へ通し申儀かたく申付候へよし、御両殿被仰付」と記されている。このように代官所が通達しなければならないという背景には、「脇売り」が相当あるという現実が存在したと考える。

畔藤の紅花市は、「享保八年 御当国覚書」では「九

右衛門」というものが開いた私設市場ということになっている。その真偽は確認できないが、仮に私人によって開かれた私設の市場であったとしても、そこに紅花市に藩庁の役人を出向かせることによって、藩庁の監視下に置くことができる。それは公設の市場とはいいがたいまでも「公認の市場」といえるものとなる。「北条花場」や「畔藤花場」とはそのようなものであったと推測する。

この紅花市への最上紅花の流入、また最上領の商人たちの参入の可能性を示す史料が2つある。それは、これまでに提示したもので、寛永20(1643)年の文書で、『於新砥萬覚』に所載されているものである。まず、1つ目は6月30日の覚書で、「馬場村百姓衆申来候」という内容のもの、2つ目は、10月26日付けの畔藤村の百姓たち連名の請状である。

まず、6月30日の覚書には、馬場村百姓衆がいったこととして「最上花なり共かい可申候」という部分がある。馬場村の百姓たちはどこで最上紅花を買おうとしたのだろうか。最上領まで出向いて買おうとしたとは思えない。米沢領内で最上紅花が買える場があったと考えるのが自然であろう。

次に、10月26日付けの請状については、筆者には難しい部分があって、十分に内容を理解しているとはいえないが、「其上最上花などあきなひニ仕候由被逮聞召候ハ、如何様にも曲事ニ可被仰付候」という部分に「最上花」の「あきなひ」ということがある。これにも、最上紅花が藩境を越えて流入していた可能性が示されていると考える。さらに、同文書には「他郷之者宿仕花売手を聞立申候歟」とも記されていて、花売り手を聞き出している「他郷之者」がいることが示されている。「他郷之者」といっている以上、米沢藩領の人間とは考えにくい。それは最上領の人間であると考えられるのではないか。

この時代の置賜地域では、地域内での紅花の交易があっただけでなく、いわゆる最上領とよばれた村山地域との交易もあった可能性がある。以上のことが文書から読み取ることができる。と考える。

(2) 中期(江戸時代中期)

1) 生産地の拡大

この節では、おおむね文政末(1830年)までの史料をもとにして置賜地域での紅花生産と流通を概観する。

「邑鏡」以降で、置賜地域の紅花生産地全体が見通せ

る史料はなかなか見つからない。先に示した正保3年の「毎年定テ被相渡候花青苧手ノ銀子覚」が数少ない史料のひとつである。さらに後世になると、青苧役方の加藤八郎右衛門が享保15(1725)年に書記しておいた「郡中青苧真綿紅花常納帳」²³が見つかる。また、さらに文化年間(になると村々の検地帳の総まとめである「元置賜村反別」²⁴が見つかる。

なお、今田信一の『改訂 最上紅花史の研究』では、天保年間編の「上杉領村目録」という目録によって常法買上高が集計されている。しかし、「上杉領村目録」がどのような史料であるのか詳細な説明は記されていない(今田1979: 162)。

また、この今田の著述をうけて、白澤恵一が詳細な表を作って再計算をおこなっている(白澤 1992: 276-287)。白澤の論文にも書誌についての詳細な説明がつけられていない。しかし、「今田氏は『山形県史料編四下』が247村しか掲載していないので、この資料を元にして作成したのではなかろうか」と記している(白澤 1992: 276-287)。

管見する限りでは、『山形県史料編四下』という書物を発見できなかった。これは、『山形県史資料編四』の誤りで、『新編鶴城叢書下巻 山形県史資料篇四』ではないかと推測する。そうすると、「上杉藩領村目録」は「元置賜村反別」であると推測される。実際にいくつかの村について、白澤の作成した表の数字と「元置賜村反別」の数値をつきあわせてみると、一致する。

さらに、吉田義信の『置賜民衆生活史』には、「文政十年「村目録」という題を持つ表があるが、それには「(「元置賜村反別」その他による)」と注がつけられている。以上のことから、本稿では「上杉藩領村目録」は「元置賜村反別」であると考える。

さて、以上のように当時の統計を整理した上で、「邑鏡」の紅花有り、少有りの村計を生産地と考え、それ以外の場合は「花手」や「常納」の割当がある村を生産地として村数を数えると、表2のようになる²⁵。

年 代	村 数
慶長20(1615)年	35
正保3(1646)年	41
享保15(1725)年	134
文政10(1813)年	175

表2 置賜地域の紅花生産村数の推移

年代が後になるほど生産地の村数が増加している。この資料からは生産地が拡大しているということが推測できる。

その地域的な広がりについて考察してみると、「邑鏡」では紅花の記載がほとんどなかった米沢城下周辺の上長井地域や小国地域、また従来の主産地であった下長井地域や北条郷ではそれまで産地ではなかった谷間や山地の村にまで広がっている。

たとえば、「元置賜村反別」の紅花がない村は、板谷や大平、中津川の村々のような山中の村や赤湯、長岡のような町場の村などに限られている。結果的に、文政頃には米沢領内全域が紅花生産地になっているように見える。

2) 紅花の生産量

この時代の紅花の生産量については、明確にわかる史料が見つからない。たとえば、享保15年の「郡中青苧真綿紅花常納帳」の紅花常納(上納)の総量は約217貫目、「元置賜村反別」の御買紅花(上納紅花)は約214貫目となっている²⁶。

これは、定法上の買上量213貫770匁5分にきわめて近い数字であるが、先に述べたように、この時代には生産した全量を買上げる制度ではなくなっているのも、もちろん全生産量ではないことは明らかである。また、実際にこの分量の紅花が買い上げられていたのかも疑問である。

米沢藩では宝暦12(1763)年4月に納税の方法などを変更した「新法」を「覚」の形で村々に示した。それによると、紅花や真綿については、「中揚の者(指定問屋)」を通して買い取ったが、今後は直納とすること、上納が不可能の時は時の相場値で代納してもよいことが記されている²⁷。

したがって、文政10(1813)年頃の記録とされる「元置賜村反別」の買上紅花は、代納してもよい分量が含まれることとなり、実際の紅花の生産量とはますます乖離したものとなっていると考えられる。

このころの、実際の生産量に言及したものに、「樹畜建議並衆評」の記述がある。その中の荻戸善政が書いた「樹畜建議」²⁸には、寛政2年と3年(1790年と1791年)の上納量(正紅花)と代納量についての言及がある。さらに、寛永3年の商人による「他邦出入」も調べられている²⁹。

それによると、寛政2年と3年の上納量と代納量は次のようになる³⁰。

寛政2(1790)年

総量 241貫493匁7分
代納量 113貫793匁7分
正紅花 128貫700匁

寛政3(1791)年

総量 264貫700匁
代納量 36貫500匁5分
正紅花 228貫200匁

この2年でも、実際を上納された紅花の量は128貫700匁と228貫200匁と2倍近くの開きがある。これはどのような訳なのかこの資料からは不明であるが、少なくとも、この時代に200貫目以上の紅花を生産していたことはうかがえる。

さらに、「又他邦出入を尋候処入荷ハ無之寛政三年の出荷数七駄と二十一貫目と申出候」と記してあって、寛政3年には他領からの紅花の移入はなく、米沢領からは7駄と21貫目が他領に移出されていることがわかる。1駄を32貫目で計算すると、移出量は245貫目となり、寛政3年の米沢領内の紅花生産量は、正紅花と移出量の合計473貫200匁と推計できる。この分量は「樹畜建議並衆評」において、藩内でも14、5駄は生産できるとしている数量に合致するものである。

また、後年の私文書であるが、北条郷において稲作のほかは紅花栽培専業にしたという松木与五郎家の「覚書 紅花栽培」という伝承記録³¹に寛延から天明の生産量の記述がある。

この文書は梨郷村(現山形県南陽市梨郷)の松木慶太が、慶応元(1865)年に松木家の総本家の文書などをもとにして記したもので、置賜地域での紅花生産の始まりなどについては、明らかに誤りであると考えられる記述もあるが、紅花の栽培、加工、輸送などについて詳細に記述され、当時の様子がある程度わかるものと考えられる(南陽市史編さん委員会編 1984: 13-14)。

この文書によると、与五郎家は宝暦2(1752)年に140貫目生産し、また宝暦4年から自家で「色素加工」を試み、明和2(1765)年からは毎年6駄(1駄32貫目として192貫目)を加工したという。また、天明2(1782)年からは与五郎家は生産者を38名に増やし、生産量は40駄(1,280貫目)に達したという(南陽市史編さん委員会編 1984: 44-45)。

梨郷村は、米沢盆地北端中央部、長井盆地の南東入り口付近に位置し、南部を最上川(松川)が流れている中山間地域である。

「邑鏡」では「紅花少有」と記され、正保3年の「毎年定テ被相渡候花青苧手ノ銀子覚」では、46匁6分7厘の花手が割り当てられている。また、享保15(1725)年の「郡中青苧真綿紅花常納帳」では、749匁の常納(上納)が義務づけられ、「元置賜村反別」では、72戸、水田が66町8反4畝15歩、畑地が45町4反8畝6歩で、750匁の紅花上納が課せられている。

このうち、正保3年は花手銀で示されているので、紅花の量に換算すると、5貫507匁6分となる。先に示した馬場村の場合、正保3年の「毎年定テ被相渡候花青苧手ノ銀子覚」では100匁の花手、紅花にして10貫180匁で、「郡中青苧真綿紅花常納帳」では7貫871匁、「元置賜村反別」では6貫318匁3分となっており、梨郷村ほどの差はない。

また、近隣の漆山村の場合、正保3年の「毎年定テ被相渡候花青苧手ノ銀子覚」では35匁の花手、紅花にして4貫130匁で、「郡中青苧真綿紅花常納帳」では3貫292匁、「元置賜村反別」では空之沢分を入れて3貫286匁となっておりこれも梨郷村ほどの差はない。

以上の点を考えると、梨郷村の場合、正保3年の「毎年定テ被相渡候花青苧手ノ銀子覚」の花手が多すぎるのであって、その他の紅花の割当が村の紅花生産量を相対的に示していると考えられる。したがって、梨郷村は、米沢藩領では多くの紅花を産出した村とはいえない。

政策的な文書を検討してみると、文化元(1804)年に北村孫四郎が記した「北条郷農家寒造之弁」という文書がある。北村は、農村再建のために設置された郷村出役であるが、漆山村に10年居住して村民の指導にあたった。その経験を生かして書いたのがこの文書である(梅津 1983: 309)。

この文書には、紅花について記した部分が存在する³²。そこには北条郷の産地として、川樋を極上とし、和田、竹原、梨郷、羽付、漆山、池黒、宮内などが合う土地であると記されている。さらに、宮内村で最上地方から伝えられた方法で紅花を乾燥してみたら、格別の極上品に仕上がって高価に取引されたことを記している。しかし、一方で、加工の必要な産物は最新の加工法を熟知している取引商人に任せ、農家は栽培に専念する方が賢明であるとも説いている(北村 1983: 269-271)。

また、「樹畜建議衆評」の紅花の生産については、永井喜惣兵衛の「一紅花 追年行れ候へハ此末とても猶又相附益可申候」と記し(山形県編: 772)、益田兵馬は「一紅

花之儀、御代官所に御任被成可然と奉存候」と記して政策として消極的な態度を示している(山形県編: 780)。

それに対して五十嵐弥左衛門が「一紅花 去々年より小松ニ而此世話申立相進専為作候得ハ此手口にて追々相附益可申義ニ存候」と記し(山形県編: 770)、さらに今成吉四郎は「一紅花 御當地に相應之品物ニ候処製方並作り様いまた十分不仕中小松村井上庄七兄弟三人存者申出水花買入製方作り様の事相試罷在此事成就仕候ハ民利御國益相聞ケ可申存候」と記して、寛政4年に紅花の製方(紅餅の製造法ではないかと考える)を研究している者がいることを指摘している(山形県編: 780)。

この五十嵐や今成の評で示された小松の井上庄七兄弟の例と、先の北村の文書で指摘されている宮内村の例と併せて考えると、松木慶太翁の記した内容も、事実無根の話とも考えにくい。確かに様々な資料から考えると、数字は誇張されているかもしれないが、紅花の栽培に熱心に取り組んだ農民がいて、その努力によって生産規模が拡大し、収量も上がったことが事実として存在したのであろう。それがこの時期であると推測される。そして、その生産量は最大で15駄(約480貫目 約1,800kg)と推計される。今田は『改訂 最上紅花史の研究』において、享保期(1716年から1736年)の全国の産地別の紅花の生産量を次のように、推計している(今田 1979: 36)。

全国	1,020駄
出羽最上	415駄
奥州福島	120駄
奥州三春	30駄
奥州仙台	250駄
西国肥後	100駄
尾張	10駄
遠江	10駄
相模	15駄

上の数量と比較した時に、置賜地域の生産量は少なく見積もっても尾張や遠江よりは多く、相模に匹敵するものである。

以上を踏まえると、近世中期の置賜地域の生産量については確実な分量は示すことができない。しかし、少なくともこの期の前半においては生産地、生産規模は拡大し、生産量も増加したと考えられる。それによって、藩庁の上納紅花の割り付け村も拡大できたと推測される。

3) 置賜紅花の取引と輸送

藩庁に上納された紅花は、「樹畜建議並衆評」には、藩の用途に応じて使われたほか、「町場入札」で売られたことが記されている。

その分量は寛永2年が134貫200匁で、そのうち5貫500匁は寛永元年の残りであった。また、寛永3年は210貫目となっている。

これらの紅花は、主に領内の商人によって取り扱われ流通したと考えられる。元禄9(1696)年からは、米沢城下の検断職(けんだんしょく)³³の石田名助が問屋職に任命され、藩内の青苧や紅花を他領に出荷する場合も他藩産の荷物が領内を通過する際にも、石田が判を押して認可する必要があるとされた(米沢市史編さん委員会編 1993: 231-232)。

石田に関する史料は『米沢市史 資料篇3』にまとめて収録されている。それによると、問屋職とは、宿駅にあつて荷の輸送にあたり、人馬の継ぎ立てなどをおこなう役目であるが、石田はさらに紅花、青苧の荷改め役も兼ねていた。石田の屋敷には荷役所(荷改所)が設けられ、商人の改役が詰めるほか、役人が常駐して出入りの役銭の徴収や荷の検査などをおこなった。そのためか、『米沢市史 資料篇3』に収録されている資料には、具体的な紅花の出入りが記載されているものは少なく、管見する限りでは統計的な資料は見つからなかった。

『南陽市史編集資料』第12号には漆山村の多勢吉兵衛家の仕切り書が残されている³⁴。

それには、安永7(1778)年に多勢吉兵衛は、京都の問屋である藤屋忠兵衛を介して、四駄の紅花を売っていることが記されている(南陽市史編さん委員会編 1984: 28)。

藤屋忠兵衛は、寛政12(1800)年ごろは京都の荷問屋行事にあつていた有力な商人である(今田 1973: 80)。今田の調べたことによると、最上領の商人でも長崎村(現在の東村山郡中山町長崎)の柏倉文蔵が取引をおこなっている(今田 1973: 289)。

多勢家に仕切り書が残されていることは、吉兵衛が市場で最上紅花を仕入れ、それを京都に送って売っているということになる。

同様の京都の紅花問屋との取引関係がうかがえる史料は西置賜郡白鷹町にもある。

江戸時代初期には現在の西置賜郡白鷹町には、上杉藩の青苧蔵が置かれていて、紅花の収納も青苧蔵でおこ

なわれていた。この土地の商人の一人に大貫吉左衛門がいる。

大貫家はもと石那田村新町(現在の白鷹町荒砥甲の新町地区)にあって、酒造業を営んでいたが、3代目の吉左衛門は、宝暦元(1751)年にそれを姉婿夫婦に譲り、馬場村横町(現在の白鷹町荒砥乙の横町地区)で糸綿商をはじめた。しかし、3代目は間もなくの宝暦3(1753)年に42歳で逝去した。その後を継いで4代目の吉左衛門を継いだのが12歳の国寛³⁵である(奥村 2003: 32)。

国重は、親戚や使用人たちに助けられながら商人として大成する。藩からの数回の御用金に應えるだけの財力を持ち、京大阪から江戸にかけて幅広い商業活動をおこなっている(白鷹町史編纂委員会編 1977: 862)。

大貫吉左衛門家の文書の中に、遠隔地との商取引のための備忘録³⁶がある。この備忘録はおおむね国寛の時代のもと考えられ、没年である文化6(1808)年までに作られたものと考えられる。

『白鷹町史』上巻では、その文書に記された取引先を表としてまとめている(白鷹町史編纂委員会他編 1977: 861)。記された総数は39軒を数える。その中で紅花関係の取引先は、「絹糸紅花」と記されているのが大阪の綿屋勇蔵1軒、また「紅花」と記されているのはすべて京都で、いせや源助、近江屋新十郎、伊勢や利右衛門、越後屋新七、越前屋与惣吉、越前屋喜右衛門の6軒の合計7軒である。

今田の調べたことによると、最上紅花問屋である山形十日町の佐藤利兵衛は、綿屋勇蔵、いせや源助、伊勢や利右衛門の3軒と取引がある。また、河北町要害の本木林右衛門はいせや源助と取引があり、山形三日町の佐藤長右衛門は伊勢や利右衛門と取引がある(今田 1979)。

多勢家や大貫家だけでなく、この地域には京都の紅花問屋と直に取引をおこなっていた商人が、もっといたのではないかと推測できる。

また、多勢家には「当地求紅花之事」という文書が残っている³⁷。この文書では、安永7年に最上の仁三郎というのが米沢の紅花を32貫目買い集めているということが示されている(南陽市史編さん委員会編 1984: 13)。

この文書によって、最上の商人も米沢領に入り込んで、直接的に紅花を買い集めていたことが推測できる。

以上のことから、量は最上紅花に比較できないほど少ないにしても、領内の商人やあるいは最上領の商人によっ

て、置賜の紅花は広く流通し、京都まで運ばれていたと推測される。先に示した松木与五郎家の「覚書 紅花栽培」には、紅花の運送について記した部分がある³⁸。

それによると、安永5(1776)年までは、羽州街道を荷車で大石田まで運び、そこから川船に乗せて酒田へ運ぶ。酒田から敦賀までは海運、そこから大津を経て京都に入る経路である。安政5年からは下長井から舟積みが可能になり³⁹、そこから川船に乗せるようになったという(南陽市史編さん委員会編1984: 45)。

最上紅花の場合、羽州街道を大石田まで駄送り、大石田から川船に乗せ、酒田に下すというのが一般的であった(今田 1979: 333)。したがって、「覚書 紅花栽培」の運送方法はこれに準じていて当然考えられる方法である。また、黒滝の開鑿以前には長井や白鷹など下長井北部地域の場合は、狐越街道が利用できたので、山形から羽州街道を駄送することも可能であったのではないかと推測できる。

黒滝開鑿以降については、藩米が舟運を利用して運ばれたほか、紅花や青苧の一部も舟運を利用したと考えられる。しかし、この舟運に関する史料はきわめて少なく、以上のことは推定でしかない。

村山地方においても、須川に臨む河港である船町から紅花を輸送したこともある。駄送にするか舟運を使うかは荷主や問屋の自由であったといわれている(今田 1979: 333-334)。置賜の場合は今後の課題として残っている。

(3) 後期(江戸時代後期)

1) 養蚕の普及と紅花

天保3(1832)年の「背曝(せなかあぶり)」という書物に、「下長井郷西通の畑を見るに大豆小豆其外畑ニ作るへき物見当らず唯目の及ふ所悉く桑なりと蠟青苧ハ昔より収納に少しも用捨なき厳法なれとも良田さへ桑畑にする勢ひされハ青苧などハいふも更なりたとひ桑を植るに至らず専桑木のみ糞培の手当厚けれハ他の者は漸衰ひて利なき故土の利は偏に桑にのみ有と思ひ弥益盛なり」と記された部分がある(山形県編 1961: 680)。養蚕が盛んになったことによる弊害を記したものである。

上杉治憲(鷹山)の藩政改革の一環として、養蚕が奨励され、寛政5(1793)年には屋敷や隙間の土地に植えるようにと、各百姓に桑、楮の苗木5本と柿の苗木を1本ずつ配布するなどした。その結果、かつての紅花産地であった下

長井地方では盛んに養蚕がおこなわれるようになった(米沢市史編さん委員会編 1993: 252)。

『白鷹町史』上巻には文化2(1805)年の「下長井村々之様子大概帳」からの抜き書きが示されている。現在の白鷹町域である29ヵ村について産業の記録がある村は25ヵ村である。そのうち、「養蚕」あるいは「桑」の記述があるものは5ヵ村、関係する「紬を業とす」などの記述がある村は3ヵ村あるのに対し、「紅花」の記述は全くない(白鷹町史編纂委員会他編 1977: 841-843)。さらに、管見する限りではこれまでのように紅花生産の様子がうかがえる史料は見いだすことができない。「背曝」に記されているように、養蚕によって紅花生産は壊滅的に衰退したと考えられる。

このような状況について、今田は先に引用した「樹畜建議衆評」の今成のように考える者もいたのだろうが、一般的には「紅花之儀、御代官所に御任被成可然と奉存候」という空気も強く、結局は藩庁の勸業政策面では、紅花生産は強化されず終わったと考えている(今田 1979: 154)。

養蚕奨励ということを背景として、今田のいうような紅花生産に対する藩庁の体制とにより、置賜地方での紅花生産は、この時期に衰退したとも考えられる。次項からはこの衰退の要因をさらに詳しく考察したい。

2) 生業暦の中の養蚕と紅花

最初に生産者の生業暦の中に養蚕と紅花栽培を位置づけて考察してみようと思う。

西置賜郡白鷹町には、鮎貝御役屋将の本庄氏の用人であった小嶋俊親という人物が記した天保4(1833)年から日記が残っている⁴⁰。下級の武士であった小嶋家では、田畑を耕すほか、盛んに養蚕を行って生計を立てている。『白鷹町史』上巻では、天保7(1836)年と天保9(1838)年の小嶋家の養蚕記録を「小嶋家養蚕日誌」という表にまとめている(白鷹町史編纂委員会他編 1977: 846)。

それによると、天保7年には4月8日に蚕の幼虫が生まれ(掃立:はきたて)、5月22日に繭の取り入れを済ませている。また、天保9年は閏4月1日に掃き立て、5月16日にすべてが終了している。この当時の養蚕は、年に1回だけであり、これでこの年の養蚕は終了ということになる⁴¹。

一方、紅花の栽培は記録が乏しいが、先に示した松木家の伝承記録には、「三月始め種を蒔く、豪雪の場合、中旬又は末に種蒔きする。七月の始め依(よ)り二十日間に開花させ、其の花弁を摘み取り」と記している(南陽市史編さん

委員会編 1984: 45)。

また、後藤小平次が享保15(1730)年に記した『名物紅の花』には、「蒔付之頃、春土用三・四・五日前分段々蒔申候。山掛り天堂(童)・楯岡・谷地辺ハ又日限延引仕候。其故、山形表分出来遅ク御座候」、「当年土用六月五日ニ御座候所ニ五月廿七日八日分市場初(始)り買取候」と記してあって(後藤 1993: 34-35)、おおむね3月中旬ごろに種を蒔き、5月末から6月初めから花摘み(花売り)が始まると推測される。

さらに、今田信一が西村山郡河北町谷地の自宅で栽培した、昭和43(1968)年から昭和49(1974)年の記録によると、種まきは早くて3月29日、遅ければ4月13日となっていて、おおむね4月初旬、開花の始まりは半夏生あたりにそろっていて、7月2日ごろという(今田 1980: 4-5)。

今田の場合は現在の暦であるからそれを修正すると、旧暦では種まきがおおむね3月中、花摘みは6月初めごろということになるであろう。

養蚕との重なりを考えると、蚕が終わって花摘みを迎え、摘んだ花は干花にする。したがって、多忙な日々が継続するがやっでできないということではない。たとえば、「邑鏡」の時代から、白鷹町周辺は養蚕と紅花栽培、さらには青苧の栽培を複合的に行ってきた地域である。したがって、新たに養蚕が入ってきたわけではない。そのように考えると、「背曝」の筆者が記しているように、生業要素の中で養蚕の比重が極めて高くなり、桑を畑地に植えることが優先され、紅花栽培の畑地がなくなったことが衰退したひとつの要因と考えられる。

具体的に、養蚕の利益を考えてみるものとして『白鷹町史』上巻では、当時の養蚕による収支を試算している。材料としたものは文化2(1806)年の衣袋家の文書であるが、それによると桑の代金、養蚕に頼んだ人の労賃、製糸の代金などで32貫508文かかり、生繭、生糸の販売代金63貫966文を得ている。したがって、収支は31貫558文の黒字ということになり、それは米21俵余りになるという。この収支について『白鷹町史』では、労働の厳しさなどのほかに、買桑が高価であり、自家の桑畑が相当なければ経営は成り立たず、養蚕はそれほど利益の多いものとも思われぬ。それなのに、養蚕が広く行われたのは、米沢藩の税制の中で、春からの金納が求められており、早くから現金を必要としていたことが養蚕を盛んにしたひとつの要因であると総括している(白鷹町史編纂委員会他編 1977: 846-

852)。

一方、同じ衣袋家の文書を分析した渡部史夫は文化2年から6年までの収支を評にした上で、「表2を通して知られることは自己所有の葉桑の外に外部から桑を購入して養蚕に従事し、糸取には雇い労力を使役しても、その純利益は年度によって異なるが、凡そ三八貫文から五二貫文もあるという事実である。衣袋家の年間所得がどのくらいあったかわからないが、養蚕、蚕糸経営が黒字経営であったことは注目してよい」と述べている(渡部 1976: 174)。

以上のことから考えると、藩の政策に過剰に反応した形の土地利用の面だけでなく、買上紅花の代納制が確立することにより、馬に花を実際に栽培しなくてもより換金性の高い作物を生産すればよくなっていた。そういう状況の中で、先に紹介した田口のいう「市場志向型の生業選択」により、養蚕という生業要素が優先的に選択されたということになる。

3) 養蚕の質の変化と紅花栽培

しかし、それは単純に利益の上がるものが選択されたということだけでない。桑を購入したり、製糸も賃労働に依存したりしても黒字の経営ができる養蚕⁴²は、全体にかかる労働力がそれまでの養蚕よりも増加している。養蚕の質的な変化が起こっているのである。そして、それが生業暦の上で紅花栽培と養蚕の複合を不可能とした要因のひとつとなっていると考える。

「養蚕」といえば繭から糸を採る製糸と一体のものと考えてのが一般的な認識であろう。しかし、国内産の生糸生産が成長したのは、江戸中期以後のことである。

そのころまで、絹糸の大部分は中国産の白糸に頼っていた。国産の生糸は限られた地域で生産されていたが、絹織物の中心的な産地である西陣で使われるのは、ほとんどが輸入の白糸であった。寛文期(1661年から1672年)ころには、白糸の輸入は200,000斤をくだらなかつたという(児玉編 1965: 278)。

したがって、国内産の生糸の需要はそれほど多くなく、むしろ、防寒用の真綿や真綿を紡いで紬糸にして織られる絹織物の需要の方が高かったと考えられる。

幕府は、白糸輸入の代価である金銀の流出を防止するため、幕府は貞享2(1685)年に、中国船による輸入を銀2,000貫匁、オランダ船は銀1,000貫匁、糸にして70,000斤に制限した。そのために、白糸を原料としていた西陣を

初めとする絹織物機業地は、原料の不足に苦しんだ。そこで幕府は西陣に対して和糸使用を奨励、産地の商人に西陣への糸の供給をうながした。それが各地で生糸生産のための養蚕と製糸業の勃興をもたらすことになった。

この期以前の置賜地方の養蚕は、生糸を用いて織り上げた絹織物の着用が農民たちには禁じられていたことや領内外に生糸の市場がなかったことから、糸を採る養蚕が主ではなかった。領内で使用する真綿や紬糸の原料を生産するための「綿蚕」を飼うことが主であったと考えられる(吉田 1975: 582)。

しかし、和糸の需要が高まる全国の情勢や、他の産地に遅れながらも米沢城下での絹織物生産が軌道に乗るにつれて、文化の末年あたりまでに、生糸を採る蚕(絹蚕)の養蚕が盛んになり、蚕種業や製糸業という工程の分化も進んでいった(吉田 1975: 598-600)。

この「綿蚕」が主の養蚕から「絹蚕」が主の養蚕への転換は、真綿での取引から糸での取引が主となる。つまり、製品の転換をとまなうもので、製糸という工程の比重を高くさせた。小嶋俊親の日記からそれを具体的に見てみよう。

文化4(1833)年の4月11日に「今日日柄二付養蚕之掃初致候」と記されていて、蚕がふかしたことが記録されている。養蚕の始まりである。5月27日には「今朝より蚕曳候」と記してあって、終盤になっていることがわかる。また5月29日には「昼前ニ蚕大曳上り候」と記してあって、おむねほとんどの蚕が繭作りの段階になっていることがわかる。そして、6月4日には「繭かき仕廻也。蚕棚ほぐし」とあって養蚕は終了する(白鷹町教育委員会他編 1991: 28-37)。

次に、6月6日には「今日蚕糸取あめ賣長吉女房頼候」と記され、長吉の女房に糸取りを頼んだことが示される。6月22日には「糸取仕廻候」とあって、自身も糸取りをしていると思われる。さらに、6月25日には「絹糸買ニ荒砥之佐与次、大和や兩人来候。七百六拾匁一分三朱ニ拂、次兵衛も来候」とあって、このころには糸を売ることができる程度糸取りが進んでいることがわかる(白鷹町教育委員会他編 1991: 37-40)。

吉田によると「旧藩時代の製糸法は、「転ばし取り」と称し、鍋で煮た繭から、一尺ほどの「転ばし竹」に棒を通した取枠に糸を取り、右手で「転ばし竹」を手で打つようにして回し、左手で糸をよりながら取っていた。この方法が奥州に行われていた「胴繰り」で、取枠には竹筒のほか、桐の木も用いられていた」という(吉田 1975: 615-616)。

他の地方では歯車や滑車で回す「座繰機(ざぐりき)」が用いられていたし、水車を動力として用いることもおこなわれていた。

しかし、米沢藩は「水車を用いると生糸に水分を含むからいけない」とか「農民の勤労意識を低下するから」というようなことで、水車を用いることを禁じていた(吉田 1975:617)。

このような状態であるので、それまでの真綿での流通時代の養蚕と比較すると、格段に養蚕の労力が拡大することになる。

この糸取りの時期が、紅花を摘み干花にする時期に重なる。そのことで、紅花栽培と養蚕の複合は不可能となったと考えられる。

「綿蚕」から「絹蚕」の養蚕への転換は、そのように生産者の生業要素の複合を転換するものであったと考えられ、下長井地域では紅花のみならず、青苧の栽培にも大きな影響を与えたと思われる。青苧については稿を改めて考えてみたい。

4) 紅花上納制の継続と生産

以上のように、この期の新しい養蚕普及とともに紅花の栽培は衰退したと考えられる。しかし、米沢藩では紅花上納制は継続されている。

南陽市の砂塚村の肝煎りの家であった佐藤七右エ門家には、文化12(1815)年から文政5(1822)年までの「御買紅花之事」という文書が6通残っている。そこには「右之通皆済之所実正也」という証明が記されている。また文政3年までは「五百式拾七匁五分 紅花」となっているが、文政5年分だけが「五百式拾六匁四分 紅花」となっている。(南陽市史編さん委員会編 1984: 39-40)。

文政5年の買上量が変更されているので、何らかの基準で毎年あるいは数年間隔で改訂が行われていたことがうかがえる。その改訂が紅花の実際の生産量に基づくものであるのかは疑問である。「元置賜村反別」では「五百式拾七匁五分 紅花」となっている(山形県編 1961: 393)ので、文政5年が特別なかもしれない。また、すでに銭での代納が認められているので、実際に紅花が納入されていたかは確認できることではない。

また南陽市には、慶応2(1866)年の「慶応二年紅花代納掛之事」という代官所が出した文書が残されている(南陽市史編さん委員会編 1984: 39-40)。ここでは、明確に

「代納」ということばが用いられていて、代官所自体が銭で納めることを求めている。

それを裏付けるような青苧御殿からの慶応2年11月付けの「廻状」⁴³が佐藤家には残っていて、そこには「然者当年御買上紅花正花・代納勝手次第上納被仰出候間」と記されている。

さらに、「明治元年分紅花代御取懸之事」という代官所からの文書⁴⁴も佐藤家には残っていて、藩政が終了するまで、紅花の上納制は継続されていることが明らかになっている。紅花を買い上げるということが実態を失い、「買上紅花」という名称である固定化した金納の税化していたと推測できる。

そのような実態の中で、ほとんど紅花の生産はおこなわれなくなったように見える。管見する限り、置賜地域ではこの時期に紅花を確実に生産していたことを裏付ける史料を発見できなかった。

最上紅花関係の資料を検討してみると、山形十日町にあった長谷川家の嘉永3(1850)年の「帳面」が発見できた。

この帳面については岩田浩太郎が丁寧に調査し、「荷印、銘柄」、「荷数」、「原価」などの他、「仕入地」も表の形にして示している(岩田 2008: 82-85)。それを見ると、米沢藩領の小岩沢村から集荷しているものが発見できた。表の記載を具体的に示すと、「番号32 ○長仙岩 19袋 1駄あたりの京着値60.456両 1駄あたりの値打ち75両 原価17.95両 備考:米沢小岩沢百姓手干寄抜き」となっている(岩田 2008: 83)。この1駄あたりの値打ち75両は他のものと比較してずば抜けて高値である。

小岩沢村は、現在は南陽市小岩沢となっているが、米沢と最上領を結ぶ街道沿いの村で、ほぼ米沢領の北端の村である。したがって、山形からはきわめて近い米沢藩領の村のひとつである。

この史料によって、置賜地域では江戸時代末期にいたっても紅花が生産されていたことが明らかになる。

現在、「伝承野菜」と呼ばれるものが存在する。かつて様々な地域ではその土地固有の野菜が広く栽培されていたが、その多くは時の流れにつれて新品種が普及するとともに、ほぼ姿を消した。しかし、それらの中にはごく少数の人が作り続けて今日まで残っているものを「伝承野菜」と呼んでいるようである。

置賜地域の紅花も、新しい養蚕の普及とともに衰退した

が、生産者の中には紅花栽培を継続した人もいないのではなか、そして、それは最上紅花の商人によって集荷されたのではないかと推測される。

同時に、そのような形で栽培された紅花が換金できることは、代納制によって形骸化した御買紅花の制度下の農民にとっても都合のよいことであった。

以上のことを含め、この節を総括すると、江戸後期における置賜地域の紅花栽培は、絹蚕の養蚕の普及により、多くの地域で衰退し、終焉を迎えたと考えられる。

しかし、いくつかの村では最上の商人によって集荷されることにより、江戸末期まで生産が継続されたと推測できる。

前者は史料によって裏付けられることであるが、後者の生産が継続されたことは史料が少なく、まだ仮説の段階にとどまっているものとする。今後は置賜地域の史料だけでなく、村山地域の史料も含めて新たな史料発掘が課題となる。

3. まとめと課題

(1) まとめ

1) 近世における置賜地域の紅花生産

置賜地域の紅花生産は、近世初期から始まったと考えられるが、その始まりを示す史料は見つからない。しかし、「邑鏡」によって、江戸時代初期から、米沢藩の北部の村々を中心に、紅花栽培がおこなわれていたことが確認できる。

また、西置賜郡白鷹町に残されている「青木家文書」によって、米沢藩の紅花買上制度と村々の生産の実態の概要を知ることができる。

それによると、米沢藩では藩領で生産されていた紅花を当初そのすべてを買い上げていた。したがって、買上の総量が生産されていた紅花の総量と考えることができる。買い上げた干花の総量で最も多いのは、寛永19(1641)年で397貫60匁であったことが確認できる。

正保4(1647)年からは、買上量を制限し、余剰の紅花は自由販売とした。これ以降は藩庁の買上量によって置賜

地域の紅花の実際の生産量を統計的に把握することすることは困難になってくる。様々な史料から概算量を推計することしかできなくなってくる。

流通に関して注目すべきことは、藩庁での全量買上制がおこなわれていた時から、藩内には紅花市が少なくとも2カ所開かれ、紅花が取引されていたことである。藩庁からも役人が派遣され、半ば公認の市場であったと考えられるがその実態は解明できない部分が多い。また、藩境を越えて最上の商人も参入していたと推測される。

江戸時代中期になると、米沢藩の紅花買上制度(御買紅花)は、領内のほぼ全域に拡大される。一方で、この制度は、おそらくは宝暦12(1763)年には実際に紅花を上納するのではなく、銭での代納も可とする制度に変更される。したがって、確実なことはいえないが、この期の前半は、生産量や生産地は拡大したものと推測できる。

寛永3(1791)年については、藩の文書によって領内の生産量が推測できる。その文書においては藩内の生産量は14,5駄(1駄32貫目として448貫目から480貫目)であり、最上千駄といわれた最上紅花の生産量には遠く及ばないが、国内の藩単独での生産量としては無視できない数量であり、享保期の相模の生産量に匹敵するものである。

この期の置賜の紅花輸送は大石田まで羽州街道を陸送するものであったと推測される。この期の後期になると、下長井(おそらくは現在の長井市)から最上川舟運の利用もおこなわれたと考えられる。

これらの紅花の集荷や輸送にはそれぞれの土地の商人が関わったと考えられる。南陽市の多勢家や白鷹町の大貫家の文書には、京都の紅花商人との取引がうかがえるものがあり、そのことを裏付ける。しかし、その全体像は史料に乏しく、明らかにすることはできなかった。

江戸時代後期には、紅花生産は生糸生産を目的とした「絹蚕」の養蚕が普及して盛んにおこなわれるようになると、養蚕の経済的な優位性から桑園が拡大され、紅花の栽培畑地が奪われ、結果的に衰退したと考えられる。また、前の期に買上紅花の代納制が確立していたため、紅花が農民にとっては必須の栽培作物ではなくなっていたことも影響を与えている。

さらに、この養蚕はこれまでの真綿生産が主であった「綿蚕」の養蚕に比較し、繭から生糸を取る製糸の工程が不可欠である。米沢藩領内では生糸での取引が主となったため、生産者は繭から糸を取る作業が必需のものとなっ

た。その作業はそれまでの紅花栽培などとの複合的な生業の季節的な構成を崩すこととなり、養蚕が優位な生業層に組み替えられることになった。

以上のように、置賜地域の紅花栽培は養蚕に取って代わられる形で衰退し、消滅したように見える。しかし、山形の紅花商人長谷川家の文書には、嘉永3(1850)年に米沢領小岩沢村から紅花を集荷していることが記録されている。少なくとも江戸末期まで、米沢藩領の一部では紅花が生産されていることが明らかである。その詳細の解明は現在のところ史料が見当たらず不明とするしかない。今後の史料発掘と研究に期待したい。

2) 置賜地域における紅花生産の拡大と消滅

紅花という作物は、「換金作物」や「工芸作物」といわれるように、基本的な生存に関わる作物ではない。したがって、その栽培には生産者内部の必要性というよりは、外的な必要性が大きな力として働くと考えられる。

米沢藩の場合、「花手」という「栽培奨励制度」と「御買上紅花=紅花上納制」によって、栽培の必要性を藩庁から与えられている。栽培の資本を前金で出し、その利息分を含めた量を確実に買い上げるという制度によって、一時期は生産を拡大できたと考えられる。

紅花の上納制度は銭による代納も可とする制度に変更され、藩政最後まで継続される。今田が詳細に分析している(今田 1979: 159-164)が、藩庁が主体となつての紅花の販売は必ずしもうまくいったわけではなかった。そのため、藩庁は実際の紅花生産には積極的ではなく勸業政策面では強化されずに終わった。

そのことには、すぐそばには、幕末の「諸国産物見立相撲」の番付において東の関脇に位置づけられるような確かなブランドとしての最上紅花存在しているのに対し、置賜地域の紅花は、「米沢紅花」としてのブランドを確立できなかったために、他の紅花との市場競争に勝つことができなかったことも影響を与えていると推測される。

さらに、決定的に紅花栽培を衰退させたものは養蚕である。これは、生産者の生業要素の選択において、経済の優位にともない、生業層内での選択、土地利用上の選択などにおいて紅花栽培が排除する方向で動いていった。以上のような要因が紅花栽培の拡大と消滅に関わったと考えられる。

(2) 課題

1) 文書の保存と解読に関して

この論文は、今田や岩田の先人たちの研究から学ぶものが多かった。しかし、もっとも参考にしたのは白鷹町に残された「青木家文書」である。これは先に紹介したように、白鷹町教育委員会などによって、解読され刊行されている。この成果がなければ江戸時代初期の置賜地域の紅花生産はほとんど解明できなかつたといえよう。

次に、『山形県史』や『米沢市史』、『南陽市史』の本編はもちろんであるが、編集に際して刊行された資料集が大きな存在になった。これらがなかったら、江戸中期や後期は空白のままに残されたであろう。

古文書の解読にそれほど習熟しているわけではない筆者にとって、このような形で活字化された史料が利用できることは誠にありがたいことである。大変な労力と時間をつかってこれらの古文書を解読して下さった先人の方々には感謝するとともに、成し遂げられた仕事に対し心から敬意を表したい。

一方、筆者が今回利用した史料の多くは、商人の帳簿であったり、村に残された書き付けだったりして、これまでの歴史研究ではそれほど重要視されないものであった。したがって、家の改築や家財の整理の時に廃棄されたものも少なくないと考えられる。

実際、『白鷹町史』で使用された大貫吉左衛門家の所在を調査したところ、大学に寄贈されたものもあるが、散逸してしまい、所在が不明になっているものが多くあるという。

筆者のように普通の人の生活を研究する上では、帳簿や日誌、領収書などが貴重な資料になってくる。また、文献史学や経済学の上でも為政者や政権に関わる歴史だけでなく、いわゆる庶民に関わる歴史や経済の動きを研究することがますます盛んになってくると考えるし、そのような方向へ動くことが新しい学問の流れなのではないかと考える。

したがって、これまでは取るに足らない文書と思われ、廃棄されていた資料の保存が重要な課題になると考える。また、それが容易に利用できるような作業も重要なこととなる。それをどのように組織的におこなうかが今求められていると考える。

2) 地域研究への寄与について

筆者は現在、生業を視点とする地域研究をおこなってい

ると最初に書いた。また、筆者の居住する白鷹町は、現在、紅花の生産が日本一であり、「日本の紅(あか)をつくる町」をキャッチフレーズとしていることも先に記した。本稿を閉じるにあたり、このような研究がどのように地域に寄与できるかを示したい。

本研究では、近世期の置賜地域の紅花栽培史を記述した。そして置賜地域における紅花栽培の発生から消滅までの概略は把握できたと考える。それが語ることは、藩庁の政策の変更や経済市場での他の産地や他の作物との価値の変動など、いわゆる社会文化的な環境の変動により、生業として成立させることが難しくなることにより、紅花栽培が衰退し、消滅に向かっていったということである。

まず、現在の紅花栽培においても、生業の一部ということと同様なことである。だから、紅花栽培が生活を支える生業として継続できるかということが問題であることはいうまでもない。さらに、紅花栽培を支える農業が、国勢調査結果によると、白鷹町においても第1次産業従事者が、昭和45(1970)年に6,552人で産業全体の58.4%だったのが、平成27(2015)年には734人で10.4%というように激減し、衰退していることは不利な条件である。

そのような現状では、現在の白鷹町の栽培作物と比較して、紅花がより有利な条件を持っているだけでは不十分である。紅花栽培を選択することにより、農業が他の産業に従事することに比べ、より大きな魅力になるかということが今日的な紅花栽培継続の問題となる。そのためには、栽培方法や商品開発など、紅花栽培の収益性を高める必要があると考える。

次に、別の観点で考えると、現在の白鷹町の紅花栽培は、近代以前に始まった紅花生産の歴史を背負ったいわゆる「民俗技術」であるといえる。そしてその特色は、一貫して栽培だけでなく、それを加工して染料として販売できる商品とするまでの工程を含んでいたことにある。そこに「民俗文化財」としての価値を見いだすことができる。

生業として継続するためには、この文化財的価値を保持しなくてもよいのだろうか。一方、文化財性を優先するならば、加工工程への機械の導入などにも一定の制限を加え、文化財性を維持しなければならないだろう。

以上のことを踏まえた上で、白鷹町ができることを政策として実行することが「日本の紅(あか)をつくる町」というキャッチフレーズが生きることになると考える。

本稿においては、それを具体的に示すことはできない

が、一応の考える基盤は提示できたと考える。それを限界として提示して稿を閉じる。

註

- 1 (今田1972,1979)など。
- 2 (岩田2002,2008)など。
- 3 『最上紅花史の研究』および『改訂最上紅花史の研究』の序章 第三節「最上紅花の起源」や第二章第三節のうち「米沢藩の生産事情」、第四節のうち「上杉藩の紅花買上制」など。
- 4 4つの分野は「1 観察」、「2 文書資料の取扱い」、「3 実地調査」、「4 検討」である(宮本 1986: 37-53)。
- 5 横文書「馬一疋白雲雀牽上候相尋之時分悦者不斜候殊逸物候間別而可秘蔵候仍段子三十端紅五十斤虎皮赤白三枚豹皮二枚狸々皮相送候次鷹之事真鶴取鴻取所持之段其間候鷹共所望候上着候者悦入候猶使者可申理候也/七月十五日 朱印(信長)/白鳥殿(今田1973: 134-135)
- 6 「敬白湯殿権現へ立願之事/此度煩気然重而福泉坊為代官来年四月八日ニ斗帳神馬上紅花壹貫仁百匁差添可奉相捧候如存平癒之所謹而奉拝々々/天正七年己卯八月廿八日/源義光 花押(今田1979:10)
- 7 今田は、「先規」ということばを用いているが、「家世実記」の引用部分には「先規」ということばは出てきていない。ここで参照されている文書は、今田の論文の他の部分でも引用されていない。また、管見する限り、今田以外の他の文献にも引用、掲載されていない。したがって、「先規」ということばは確認できない。
しかし、今田の『最上紅花史料』には、寛文9(1669)年の「大石田ニ而役物之覚」という文書が引用されている。ここに「先規」ということばが出てくるし、内容も関連すると考えるので引用しておく。
「大石田ニ而役物之覚/一 青苧三拾八貫目入 此役銀八匁 壹駄/一 紅花三拾貫目 此役銀六匁 同/一 蠟漆四拾卷目入 此役銀八匁 同/一 真綿三拾二貫目入 此役銀八匁 同/右者先規之通(今田 1973: 138-139)
- 8 「【紅花】紅花は昔より栽培されて居た。邑鑑に依ると、紅花が御役作物に指定せられて居た村は、上平柳・夏刈。小瀧・川樋・金山・中山・小岩澤・池黒・鍋田・漆山・津久茂・荻・梨郷・伊佐澤の拾四ヶ村だけであるが、實際なまだ澤山栽培して居たものと思ふ。殊に村山に近い北部方面に多いのは、村山の影響を受けたことと思ふ(東置賜教育会編 1982(原著発行1939): 416)
- 9 (安田初雄, 1984)など。
- 10 「邑鑑」『米沢市史編集資料』第二号(米沢市史編さん委員会編1980: 16-104)のうち、上長井郡、下長井郡の分について集計した。
- 11 「一、四貫式百四拾八匁 (朱)「毎年如此」/寛拾九分紅花青苧手元利共ニ納方分/内三貫六百匁 元分内式貫匁ハ 花手/一貫六百匁 青苧手/六百四拾八匁 子分 寛十八正月より同六月迄三分子ニメ六ヶ月分/メ(白鷹町教育委員会他編 1998: 12)

- 12 「一、四貫五百七拾式匁三分四リ／寛拾九分紅花御当買御及場買共二拾式駄一固ト四拾九斤御買代并荷作り入料銀共ニ／右内／一、式貫三百廿四匁六分 御当買紅花式百卅式貫四百六十目ノ代、但干花百目ニ付而代銀一匁ツ、役人衆買立算用目録上ル／一、二貫三百卅九匁八分 御及場買紅花百六拾四貫六百目ノ代、同干花百目ニ付テ壺匁三分ツ／一、六拾八匁八分 右花袋ノ厚紙御買代、五千六百九拾枚ノ内四千五百枚ハ五拾枚ニ付テ銀五分ツ、千百九十枚ハ双場買ニ入申分五十枚ニ付テ壺匁ツ、右カミ袋ニメ四千五百五十式斤分、但五十枚ニ付而花四十斤宛ニ罷成分／一、式拾匁 右花荷物ツ、申ごさ五十枚ノ買代、拾枚ニ付而四匁ツ、申津川庄右エ門ニ渡ス。荷物一駄ニ付而四まいツ、遣申候／一、拾九匁一分 右荷ツクリ入料銀請取方ニ品々理り御座候ノメ」(白鷹町教育委員会他編 1998: 16)
- 13 50枚のゴザを1駄分4枚で割ると12駄と2枚の余りになる。この数字は、この史料の最初に「寛拾九分紅花御当買御及場買共二拾式駄一固ト四拾九斤御買代并荷作り入料銀共ニ」の12駄という数字に合致する。
- 14 「青木家文書」『於新砥萬覚』には、寛永14(1637)年12月18日の日付が記された覚があり、「一、始十二月十八日ニ吉左エ門所へ。忠兵エより用所共申越候時、三山ちやうかミ三東、并ミのわた紙一束為上申候事ノ右外用所共申越候。但廻立ハ上町助二郎内長さち」と記述されている(白鷹町教育委員会他編 1997: 32)。それによって、深山(三山)や箕和田での紙漉はこの時には既におこなわれていたことがわかる。管見する限りでは、これがこの地区での紙漉に関する最古の史料ということになる。
- 15 紅花生産費用を生産者に前金で貸し付けて、出荷用の紅花を確保するという形態の取引は、谷地の堀米家でもおこなっていたようである(岩田 2002: 59)。商取引としてはそれほど特異な制度ではないのかもしれない。
- 16 後の史料になるが「諸廳根元記」によると、総額2貫匁は定まった額であるという。「一花手銀ハ例年式貫目位借付十月ヨリ翌年六月迄利足式割ニ而元利取立紅花代銀ニ相廻ス此外華袋代呉座前銀同様貸付此分無利足也」(山形県編 1961: 520)
- 17 ここでの「最上花」は、いわゆる「最上紅花」であると考えられる。「最上花なり共かい可申候」といっているのが、「最上紅花」は、この時にすでに市場で流通するものになっていたと推測される。
- 18 安永6(1710)年に記されたときされている「諸廳根元記」には、「一、紅花定法御買立式百拾三貫七百七拾匁五分代銀式貫百三拾文目七分五毛なり」と記され、買い上げる紅花の定法量は213貫770匁5分とされている(山形県編 1961: 520)。
- 19 「相定条々ノ一、長井拾八万石ハ八ニ割候。如目録高之当年より扱未進無之様ニ八人中間ニ而ミかきあい、御為よきやうニ可被致候事。ノ一、ならし免の事、当年より相止候。如古来之本免ニ相定所納可被申事。ノ一、紅花之事、御蔵御用被相調、其外売ちらしニ可成事。ノ一、日損、水損有之時檢地之事、横目ハ三御馬廻之内より馬上衆可出付、其郷扱候代官右之横目ニ相添明白ニ檢地可致候。但横目、竿先、筆取並竿持
- 之足輕ハ公儀賄、代官ハ自分賄たるへき事。付給人領ハ先規のことく不入手事。
- 一、青苧ノ代銀、大豆、油、紅花ノ地足輕扶持方銀、其外萬御買物之儀、如御買米之役人可付事。ノ一、正保五年より在々作食、公儀本直ニ可借事。ノ一、青苧之事当年ハ如前々正保五年より、西村久左エ門如申越候ニさせ、様子相勘御為御勝手ニ能候ハ、末々迄可任其分若勝手悪候者、其時分可為相談候事。ノ一、年々相定たる御買米ハ在々にて相調、まし買米之分当町ニ而当年ハ六匁之相場ニメ可買事。ノ一、御買夫在々未進ニ引次、式百人調作事屋ヘ可渡、但身ノ代老人付テ百五拾匁相定候付、扶持、志きせ村々より可出事。ノ一、右九ヶ条代官中間より之書出之内、寄合吟味之上如此相定候。八人之中々ニ而ぎミあい未進無之、萬御為道よろしき様に可被致候。此上不穿鑿不屈候者忽可被及身体ニ候而、朝暮大事ニ相心得無油断御代官可相守、為後日之連判之書出如此仍如件 写ノ正保四年丁亥八月吉日ノ朝岡助左エ門 印ノ来次左近助 ヲノ千坂兵部少輔 ヲノ岩井大学助 ヲノ松木岩見守 ヲノ寺嶋喜左エ門 參」(白鷹町教育委員会他編 1997: 348-349)
- 20 「一、式拾四匁壺分 (朱)「算用小日記見合」ノ寛拾九分北条畔藤花場ニ而御役人賄銀申津川庄右エ門切手アリノ右内ノ午ノ八月十三日ノ一、十六匁 米一俵買上ル北条へこし申候ノ同十五日ノ一、五匁ハ 同所ニ而塩野菜代銀ニ渡スノ同廿日ノ一、七分 くらふしニ而さば買代ノ同日ノ一、二匁四分 花袋のり米八升ノ代彦右エ門ニ渡ス、但五升ニ付而壺匁五分ツノメ」(白鷹町教育委員会他編 1998: 22-23)
- 21 支払い証明書と思われる。
- 22 「喜左エ門殿御さし指紙案文留ノきつと申越候。仍当年之紅花青苧如毎年之わきうり其上他國へ通し申儀たたく申付候へよし、御両殿被仰付候。其上去年之ことくいつれもきも人五人與ニせいしをいたさせ候へ由御意ニ付、二三日以前ニ新戸へくたり候。早々十四日ニきも人五人與召連。十四日之未明ニ新戸へ詰可被申候。もし遅々不參候者きもいり衆不念ニ可被仰付而其心得あるへく候。此外萬事之うけ状にも印判入候而、五人與きもいり共ニ印判もち可被參候。又申候、一カ村より一枚ツ、熊野書をもさせ可被申候。以上ノ六月十一日 寺嶋喜左エ門ノ右通御理次第二かさとのへ村々へまわし候事。」(白鷹町教育委員会他編 1997: 58)
- 23 (今田 1979: 162)。なお、「郡中青苧真綿紅花上納帳」の本文は、河北町発行の『最上紅花史料I 河北町史編纂史料』に収録されている(河北町誌編纂委員会編 1993: 1-35)。
- 24 本文は『山形県史資料編 鶴城叢書下』に収録されている(山形県編 1961: 364-492)。
- 25 『邑鏡』の成立年代は確定できないので、仮に慶長の末年(慶長20年)とした。また同様に『元置賜村反別』も確実な統計年が確定できないので、吉田義信などが統計上採用している文政10年を使用した。
- 村数については、「郡中青苧真綿紅花常納帳」などでは、1つの村が分割されて上納量が割り当てられていたり、『邑鏡』では伊佐沢村となっていたが、上伊佐沢村、下伊佐沢村に分

かれていたりする。したがって、数え方によって村の数は異同がある。概数として把握しておきたい。

26 いずれも総量が示されていないので、村々の数字を集計しなければならない。「郡中青葶真綿紅花常納帳」については、今田が216貫942匁6分としている(今田 1973: 161)。白澤は217貫569匁6分としている(白澤 1992: 274)。筆者が『最上紅花史料I』に収録されているもので集計すると、216貫950匁6分である。元の文書の数字の読み誤りや計算の間違いがあるようだ。原文書にあたっていないので、ここでは約217貫目としておく。同様に「元置賜村反別」についても今田は214貫405匁7分6厘としている(今田 1973: 162)。白澤は214貫505匁7分7厘としている(白澤 1992: 274)。ここでもわずかの違いがみられ、元の文書の数字の読み誤りや計算の間違いがあると考えられる。また、吉田義信は214貫目という概数を用いている(吉田 1973: 208)。本稿では厳密に数字の操作をおこなう必要もないと考えるので、吉田に習って概数で示しておきたい。

27 「一、綿・花之儀、只今迄ハ中揚(あけ)之者江相頼、当時者引替ニ而相済候ニ付而村方勝手之様ニ存候得共、直段為引登取立申由ニ候得者、却而(かえって)村方之費(つゝへ)ニ行廻候間、先ツハ直納ニ為致度候、乍去其品少々之割当ニ而緬道成ル義茂可有之候間、以来之儀ハ其年並之相場を以代納ニ可被成下ニ付、村方費ニ行廻不申様ニシテ少々宛之義も村方之勝手ニ相成候様ニ可申渡候、勿論是迄綿花有之村々ハ、只今迄之通、其品可致直納ニ候、将又上餅・大豆油・餅米等小口ニ而品済ニ而品済ニ成兼、源五江相頼高直ニ相成、詰り百姓之泥之由、是又其時之相場ニシテ代納可申渡候、源五江高直之代錢を以相頼申間敷候」(南陽市史編さん委員会 1984: 27)。

なお、この文書の「綿花」は「真綿と紅花」と解釈して読んでいる。引用した文献の最初に「綿・花」と記されているのは「真綿と紅花」ということを明示したのであろうしかし、『米沢市史

近世編2』では、をそのまま「綿花」として論じている(米沢市史編さん委員会編 1993: 32-33)。そのために、木綿の原料である「綿花(めんか)」と読むこともでき、誤解を生じやすい。

28 本文には「六郎兵衛」との署名があるが、これは荳戸の隠居後の名乗りである。

29 「紅花 百目ニ付銀壹匁ツツにての御買上御領内にて都合の御買上高八匁と申唱候処寛政二年御買上高目とも百目一斤にして二千四百十四斤九拾三匁七分内代納分千三百三十七斤九拾三匁七分引正紅花千三百八十七斤此内御用小印拂四十五斤其外御方々様其外共ニ代拂分百十六斤町場入札拂三匁と百一斤ノ千三百四十二斤但此内五十二斤ハ寛政元年の残物を以拂由申出寛政三年総高二千六百四十七斤内三百六十五斤五分代納取立分引正紅花の取立出目共ニ二千二百八十二斤此内御用拂三十三斤御方々様へ代拂五十七斤町場入札二千百斤今有処九十二斤ト計出候爰ニ出目と申候ハ貫目の掛出しニても可有之掛出しを込て七駄前後に候時ハ是亦追々の願ニ用捨の下りたるにても可有之候扱又他邦出入を尋候処入荷ハ無之寛政三年の出荷数七駄と二十一貫目と申出候得共取合てハ十四五駄是も相應之御国産にて可有之候是も多く作り候ハ、民利御国益

ニ相違有ましく候へ共是又繰わたの條下ニ記候通強て申付候てハ行れかたく候へは作得たる村々へ作らせ隣に羨せ候仕方ニ止り可申又御国産用と申日ニ至り候ハ、御國にて多く費し可申おのつから作り可申事と存候」(山形県編 1961: 745)

30 「樹畜建議並衆評」の該当部分の単位は「斤」であるが、「百目一斤にして」と記載されているので、ここでは他の部分と比較しやすいように、貫匁単位に直して表示している。

31 「寛延三年依り五郎家では、始めての紅花生産に着手せしも、天童、細谷殿、成生丹野両氏の御指導と天候に恵まれ、干花にして反当四貫匁の収穫有、与五郎家では宝暦二年依(よ)り三丁六反歩作付けし、百四十貫匁、混(梱)包にして四駄十六貫匁収穫有。(中略)天明二年依(よ)り五郎家は、生産者三十八名に富(ふ)やし、生産量はメて四十駄混(梱)包に達した」(南陽市史編さん委員会編 1984: 44-45)

32 「一、紅花ハ北条郷にて川樋を極上とす。和田、竹原、梨郷、羽附、漆山、池黒、宮内悉く相応也。然れ共紅花の制し方を家々ニテ不案内にて旅出しに直段よろしからず。残念の事ニ候。然る所近年宮内にて最上ノ伝授して制したる紅花ハ格別の上々ものにて、旅出し直段宜く候。仍而ハ御国江金高も入益。米沢の紅花も上々の産物と相成時ハ後年迄永久紅花も向方宜可相成候。仍此者へ生花(キハナ)にて払候時ハ製し候手間もかからず、次ニハ製シ紅花にて商人ニめかたを押候而ハ至て損毛ニ相廻り、生花にて少しの匁押ハ恐れ申に及ハず候。仍而紅花ハ相応の地にてハ大豆と蒔込なれハ殖して作りても可然候。(中略)仍藍の製方、紅花の製方等のそれ師へ売代なす品ハ、当世はやる風儀をそれ師の手に懸て製し候様ニ相払、手前ハ只畑前と候方專要と存候。

○一、紅花ハ生糞(ナマコイ)を嫌ふもの故、強き糞を仕懸候得ハ必以癖付て用立不申。仍面枯たる糞を用ひて宜候。灰糞ハ至て相応成物に付、狩野畑は焼艸仕懸て灰の気能土へなしミ入候得ハ出来宜候。々様の品ハ作り方の善悪ニより甚損益の差別有之もの、よしニ付、猶も功者ニ習ひたるか宜候。狩野畑ハ土氣爽にして紅の色宜きもの、由、二三年ツ、狩野替して作らハ、金山、太郎、萩、小滝等ハ能産物たるへし。尤生花売の心懸にて可然候。且大豆ニ蒔込ニ候間、二作取のものにつき勝手ハ宜候得共、是も土地次第相応不相応有之事ニ付、土味を試みて作るへし」(北村 1983: 269-272)

33 米沢藩では町役人の長を検断といった。村役人肝煎に対する役名であるが、肝煎が代官の支配下にあるのに対し、検断は奉行の支配下にあった(渡部 1984: 709)。

34 「仕切ノ一、㊦無印最上紅花 拾八袋入四固ノ但シ三拾式貫匁、壹駄ニ付ノ金六拾三兩替ノ代金七拾兩三分式朱也ノ一、㊦一印同 拾八袋入四固ノ金六拾壹兩替ノ代金六拾八兩式分式朱也ノ一、㊦金印同 拾八袋入四固ノ金五拾八兩替ノ代金四拾八兩三分ノ三匁七分五厘ノ一、㊦十印同 拾八袋入四固ノ金五拾五兩替ノ代金七拾七兩壹分トノ五匁六分式厘ノメ、四駄片馬ノ代金式百六拾五兩式分式朱トノ銀九匁三分七厘ノ右之通、御荷物不残売払、代金別紙差引目録ニ入相渡シ此表無出入相済候 以上ノ安永七年 藤屋忠兵衛㊦ノ戌ノ極月廿八日ノ多勢吉兵衛様」(南陽市史編さん委員会編 1984: 28)

- 35 国寛は遅日庵杜哉(ちじつあんときい)という俳号を持つ俳人であったが、その本領は、作句よりは古典の批評家として発揮された。今日でも、芭蕉の研究家の間では、杜哉が高く評価されている。たとえば、『本質論としての近世俳論の研究』等の著作がある復本一郎は、「芭蕉の「さび」の理解者—遅日庵杜哉の場合—」(『近世文芸』18巻 1970:14-23)という論文で、「芭蕉の「さび」の理解者の一人として、その著『芭蕉翁発句集蒙引』をもって、出羽荒砥の俳人遅日庵杜哉を数えることができる」と記している(復本 1970:14)。
- 36 この文書は、筆者が調べた限りでは現在所在不明である。したがって、目にすることができるのは管見する限りでは『白鷹町史』上巻で言及されている部分だけである。
- 37 「当地求紅花之事／一、式拾三貫目 荷主最上之／仁三郎／右之通、御領内無相違御通可被成候 以上／安永七年九月二日 上杉弾正大弼内／原善左衛門回／関口忠藏回／後藤常助回／最上所々／御改所」(南陽市史編さん委員会編 1984: 28-29)
- 38 「京都までの運送経路は、大石田迄羽州街道を荷車輸送し、更に酒田迄川運、酒田依(よ)り海運となりて敦賀に送り、大津を経て京都に入る、江戸には移出なかった。
安永五年依(よ)り、下長井依り舟積み可能になり、運送費用の節約、労力費用の減にて、紅花外一般運送にも好転せり、大石田紅花売買所迄の運送は、移出期には荷車二十台、人夫六十名なりて各宿場は繁盛し、祭り如く賑わった。梨郷依り大石田迄三日後到着、二日半で帰り路に着く、又売買代金は、すべて相場、現金取引の為、金は身より離さず、夜歩き、又一人歩きは禁じた」(南陽市史編さん委員会編1984: 45)
- 39 下長井(おそらくは宮村の船場)から舟積みが可能になった事情について、『白鷹町史』、『長井市史』、『米沢市史』から管見する限り関係する事項は見いだせない。したがって不明である。
- 40 この日記は荒川幸一、金田章、奥村幸雄に依って解説され、白鷹町教育委員会と白鷹町文化財調査委員会から、『小嶋家文書 俊親日記』の一から四としてまとめられ、平成3(1991)年から平成7(1995)年にかけて発行されている。
- 41 その後に飼育する蚕を「夏蚕」あるいは「丹波蚕」といい、享和元(1801)年の藩の記録によると、近来おこなわれるようになったというので寛政10(1798)年ごろから普及したらしい。しかし、当時の技術では糸質が劣るため、藩庁ではしばしば禁止している(吉田 1975: 602-604)。
- 42 当然、このように桑や労働力を他に依存する経営を行うためには資本が必要である。それを生産した絹糸を引き当てにして貸し付け、絹糸の集荷に当たった商人の存在がこのような養蚕経営を可能にしていた。前金で資本を貸し付けていた絹糸問屋のひとつが先に紹介した大貫吉左衛門家であった(渡部 1976: 179)。
- 43 「廻状／以廻状申達候、然者当年御買上紅花正花・代納勝手次第上納被仰出候間、来ル廿九日夕晦日迄寸納相立候間、日限無帯、宮御殿江上納可致候、廻状見届。村下江致請判、時付ニシテ片時も無帯順達、留村々可相返候／以上／慶応二 青苧御殿／十一月／同廿六日七ツ時拜見仕候」(南陽

市史編さん委員会編 1984: 47)

- 44 「明治元年分紅花代御取懸之事／一、八貫百六拾六文 紅花代／右之通取立上納可然候 已上／辰／十月 御代官所／砂塚村／肝煎」(南陽市史編さん委員会編 1984: 47)
- 45 現在の上市市中山は、かつて米沢藩領の村で、「掛入石中山村」とも呼ばれ、旧藩時代の米沢藩北端の村であった。小岩沢村はそのすぐ南に位置する。

引用参考文献

- 1) 岩田浩太郎. (1996). 「堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向—「萬指引帳」の基礎的考察—」. 『西村山の歴史と文化』, 169-208.
- 2) 岩田浩太郎. (2002). 「豪農経営と地域編成(二) —全国市場との関係をふまえて—」. 『山形大学研究紀要(社会科学)』第33巻第1号, 57-86.
- 3) 岩田浩太郎. (2008). 「山形長谷川家の商業活動—「奥州の商都」の巨大紅花商人—」. 『山形大学歴史・地理・人類学論集』 第9号, 65-94.
- 4) 梅津保一. (1983). 「北条郷農家寒造之弁 解題」. 著: 山田龍雄・飯沼二郎・関光夫編, 『日本農書全集』18: 295-344. 農山漁村文化協会.
- 5) 奥村幸雄. (1969). 『深山紙』. 私家版.
- 6) 奥村幸雄. (2003). 『遅日庵杜哉考』. 私家版.
- 7) 河北町誌編纂委員会編. (1993). 「郡中青苧真綿紅花常納帳」. 『最上紅花史料I 河北町誌編纂史料』, 1-35.
- 8) 北村孫四郎. (1983). 「北条郷農家寒造之弁」, 山田龍雄・飯沼二郎・関光夫編, 『日本農書全集』18: 237-344. 農山漁村文化協会.
- 9) 児玉幸多編. (1965). 『産業史II』(体系日本史叢書11). 山川出版社.
- 10) 後藤小平次. (1993). 「名物紅の袖」. 著: 佐藤常雄・徳永光俊・江藤彰彦編, 『日本農書全集』45特産: 27-64. 農山漁村文化協会.
- 11) 今田信一. (1972). 『最上紅花史の研究』. 井場書店.
- 12) 今田信一. (1973). 「最上紅花史料」. 日本常民文化研究所, 『日本常民生活資料叢書』第5巻: 5-351. 三一書房.
- 13) 今田信一. (1979). 『改訂 最上紅花史の研究』. 高陽堂書店.
- 14) 今田信一. (1980). 『べにばな閑話』. 山形県河北町.
- 15) 白澤恵一. (1992). 「紅花文獻解題—置賜地方の生産分布を中心にして—」. 『山形県置賜地方生活文化調査研究報告書』, 265-303.
- 16) 白鷹町史編纂委員会・白鷹町史編集委員会編. (1977). 『白鷹町史』 上巻. 白鷹町.
- 17) 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会編. (1991). 『小嶋家文書 俊親日記』一. 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会.
- 18) 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会編. (1997).

『青木家文書 於新砥萬覚』. 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会.

- 19) 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会編. (1998). 『青木家文書 萬金銀請取拂帳』. 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会.
- 20) 田口洋美. (2001). 「新潟県朝日村三面の近代環境史—近代における市場経済化と山村生活の構造を中心に」. 東京大学大学院新領域創成科学研究科修士論文.
- 21) 南陽市史編さん委員会. (1984). 『南陽市史編集資料』第12号. 南陽市教育委員会.
- 22) 藩政史研究会編. (1963). 『藩政成立史の総合研究 米沢藩』. 吉川弘文館.
- 23) 東置賜教育会編. (1982(原著発行1939)). 『東置賜郡史』下巻. 国書刊行会.
- 24) 復本一郎. (1970). 「芭蕉の「さび」の理解者—遅日庵杜哉の場合—」. 『近世文芸』 18巻, 14-23.
- 25) 宮本常一. (1986). 『旅にまなぶ』宮本常一著作集31. 未来社.
- 26) 安田初雄. (1984). 「米沢市立図書館本邑鏡に関する二・三の問題」. 『福島大学教育学部論集』36号, 1-12.
- 27) 山形県編. (1961). 『新編鶴城叢書下 山形県史資料編四』. 高橋書店.
- 28) 山形県編. (1976). 『山形県史資料編16 近世史料1』. 山形県.
- 29) 吉田義信. (1973). 『置賜民衆生活史』. 国書刊行会.
- 30) 吉田義信. (1975). 「山形県蚕糸業史」. 『山形県史 本篇6』 漁業編・畜産業編・蚕糸業編・林業編 : 577-754. 山形県.
- 31) 米沢市史編さん委員会編. (1980). 『米沢市史編集資料 第二号』. 米沢市史編さん委員会.
- 32) 米沢市史編さん委員会編. (1984). 『米沢市史 資料篇3』 近世史料2. 米沢市.
- 33) 米沢市史編さん委員会編. (1991). 『米沢市史 近世編1』. 米沢市.
- 34) 米沢市史編さん委員会編. (1993). 『米沢市史 近世編2』. 米沢市.
- 35) 渡部恵吉. (1984). 「石田名助記録について」. 『米沢市史 資料篇3』 近世史料2 : 705-718. 米沢市.
- 36) 渡部史夫. (1976). 『米沢藩の特産業と専売制 —青苧・漆蠟・養蚕業—』. 遠藤書店.